



アクロナデシコ
(南箕輪村)

中央アルプスと水仙
(駒ヶ根市)

高遠城址公園
(伊那市)

宮田高原
(宮田村)

高遠
しんわの丘
ローズガーデン
(伊那市)

ALPS CHUOH
SHINKIN BANK

2021

REPORT

アルプス中央信用金庫の現状



アルプス中央信用金庫

基本方針

～地域経済の発展に貢献する理想のもとに～

地域社会の全企業、全生活者の繁栄のために心から奉仕する
役職員は常に一体となって積極的に且つ健全な経営をはかる
働く者すべてが安定した生活を営み、朗らかに働き得る職場とする

基本理念

「地域金融機関の“あるしん”は、地域経済の基をなす全生活者や地域内企業とは使命共同体であり、地域経済の発展・繁栄なくして“あるしん”の繁栄もなし」これを経営の基本に据え、原点を忘れない業務推進、経営管理を行ってまいります。

行動指針

1. 「信用」「真実」「親切」の3Sを常に意識しながら行動します。
2. 地域経済繁栄に力強く貢献する健全な信用金庫をつくります。
3. 働く者の生活の安定と朗らかに働ける職場をつくります。

地域に根ざし、地域とともに歩む信用金庫にとって、豊かで、活力ある地域社会を実現することが創業の精神であり恒久の目標です。この歴史ある社会的役割を受け継ぎ、使命を果たすため、全員が心をひとつにして邁進いたします。



目次

ごあいさつ	1
事業のご報告	2
コンプライアンス(法令等遵守)体制について...	4
リスク管理体制の概要について	5
SDGsへの取り組み	8
金融仲介機能のベンチマーク	12
地域貢献等への取り組みについて	16
あるしんの概要	22
総代会制度について	25
主な商品・サービスのご案内	28
主な手数料のご案内	32
業績のご報告	35
開示項目一覧	65

ごあいさつ



理事長 吉澤 祥文

皆様には平素よりアルプス中央信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

「ALPS CHUOH SHINKIN BANK 2021 REPORT—アルプス中央信用金庫の現状—」は、業績、経営指標を開示するとともに経営姿勢、経営内容の現況を取りまとめることで、地域の皆様により一層のご理解をいただくために作成をいたしました。ご高覧の上、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているみなさまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療現場で感染症に立ち向かっておられる関係者のみなさまに心より感謝を申し上げます。

さて、令和2年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて経済活動が大幅に制約され、生産活動の停滞や数度の緊急事態宣言発出による外出自粛の高まりを背景に、リーマンショック以来となる急激な景気減速に陥りました。当上伊那地域においても、飲食業など生活に密着したサービス業を中心に幅広い業種が過去に経験のないほどの打撃を受けました。本年に入り、感染の第4波の発生によりその影響は長期化しておりコロナ禍の収束が見通せないなか、地域経済は大変な苦境に立たされています。一方、米国の大規模な経済対策の早期成立や世界各国でワクチン接種が開始され景気回復への期待が強まったことなどから、本年2月には、日経平均株価が約30年半ぶりに30,000円台を回復いたしました。しかしながら、実体経済との乖離は大きく、国内におけるワクチン普及までには相当な時間を要することが想定されることから、景気の本格的な回復に向けては依然として不透明な状況が続くものと考えます。

金融業界におきましては、日本銀行による超低金利政策が長期化しており、私ども地域金融機関の収益環境は大幅に悪化いたしました。加えて、コロナ禍でデジタルライゼーションが

急速に進展するなど、信用金庫を取り巻く経営環境は大きく変化いたしました。また、当金庫の営業基盤である上伊那地域は、人口減少や高齢化の進展、廃業等による中小企業数の減少など、構造的な問題が以前よりも増して深刻化いたしました。

このように大変に厳しい経営環境ではございましたが、業容面におきましては、預金積金は、政府による持続化給付金等の入金があり、個人・法人ともに堅調に推移して123億円増加の3,320億円になりました。一方、貸出金は、個人の資金需要は低迷したものの、お取引先中小企業に対する資金繰り支援に全力を挙げて取り組んでまいりました結果、37億円増加の1,312億円になりました。業績面におきましては、金利低下による資金利益の減少に加えて、保有有価証券の償却1億99百万円の実施により業務粗利益が減少しましたが、経費削減効果によりコア業務純益が増加しました。さらに、健全性を向上するために貸倒引当金44百万円を積み増すとともに、将来キャッシュフローを厳しく見積もり店舗建物等固定資産の減損損失1億93百万円を計上した後の当期純利益2億68百万円を確保することができました。その結果、単体自己資本比率は、0.59%改善して11.06%となり財務の健全性を堅持することができました。

当金庫では、役職員が一丸となり、お取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努めていくことを最重要課題とし、この課題を解決していくため、本年度から当金庫の新中期経営計画『あるしん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画』をスタートいたしました。昨年度、お取引先企業に対するコンサルティング機能を強化するため、企業支援室を営業統括部の配下に置く組織の改編を行い、営業店と企業支援室が一体となりお取引先企業の経営課題を把握し解決策を提案・実行していく体制を充実いたしました。新中期経営計画の初年度にあたる令和3年度は、企業支援室の人員等の体制を一段と強化し、コロナ禍収束後に向けての課題解決、伴走型支援をより一層充実させてまいります。

さらに、お客様との接点、利便性を一段と高めるため、昨年度、本部にDX（デジタルトランスフォーメーション）推進のためのプロジェクトチームを設置いたしました。金庫内のデジタル化に加えて、スマートフォン等の活用により非対面で取引が完結できる商品の検討・開発を鋭意進めており、DX推進に対しましても新中期経営計画のもと積極的に取り組んでまいります。

コロナ禍で甚大な影響を受けた地域経済の力強い回復に向けて、役職員一同、「Face To Face」でお客様と真摯に向き合い、全力を挙げてお取引先の支援を強化してまいります所存でございます。何卒、倍旧のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 吉澤 祥文

主要な経営指標の推移

(単位：損益 千円、主要勘定 百万円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
損益	経常収益	4,628,776	3,882,630	3,690,921	3,892,958	3,962,160
	経常利益	375,318	387,400	291,077	387,337	501,393
	当期純利益	331,985	347,527	230,528	342,736	268,588
主要勘定	預金積金残高	312,571	314,872	315,907	319,731	332,067
	貸出金残高	126,359	127,097	124,262	127,460	131,234
	有価証券残高	79,996	83,053	84,574	83,618	83,461
	純資産額(会員勘定)	12,832	12,892	13,290	13,162	13,428
	総資産額	327,632	330,051	330,722	334,192	346,574
	出資総額(千円)	1,067,533	1,062,863	1,056,698	1,043,511	1,030,312
	出資総口数(口)	2,135,066	2,125,727	2,113,397	2,087,022	2,060,625
	出資に対する配当金(千円)	21,338	21,245	21,071	20,786	10,067
	(出資1口当たり)(円)	10	10	10	10	5
	単体自己資本比率	11.13%	11.32%	11.17%	10.47%	11.06%
	役員数(人)	15	14	14	14	12
	うち常勤役員数(人)	9	8	8	8	6
	職員数(人)	250	241	233	233	239
	会員数(人)	26,204	25,956	25,641	25,353	25,248

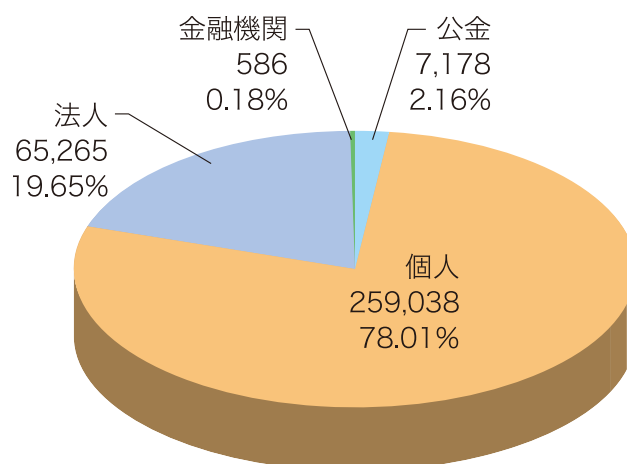
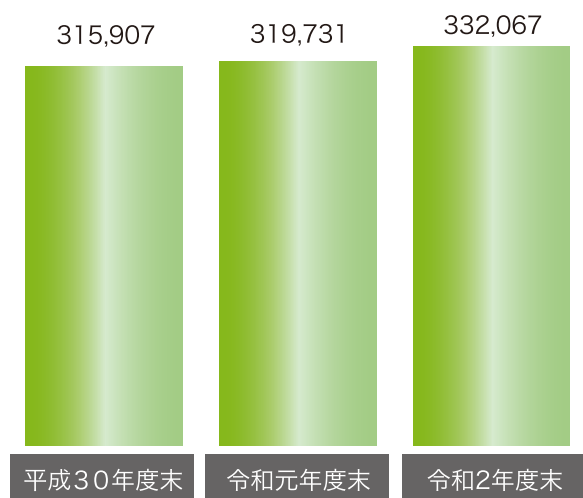
残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

業績ハイライト

(単位：百万円)

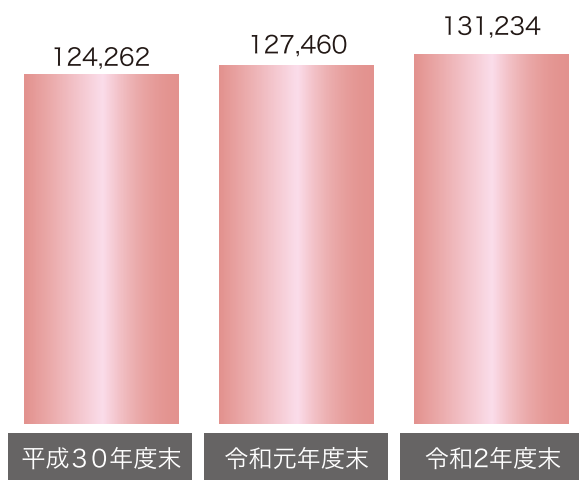
■ 預金積金

■ 令和2年度末 預金者別



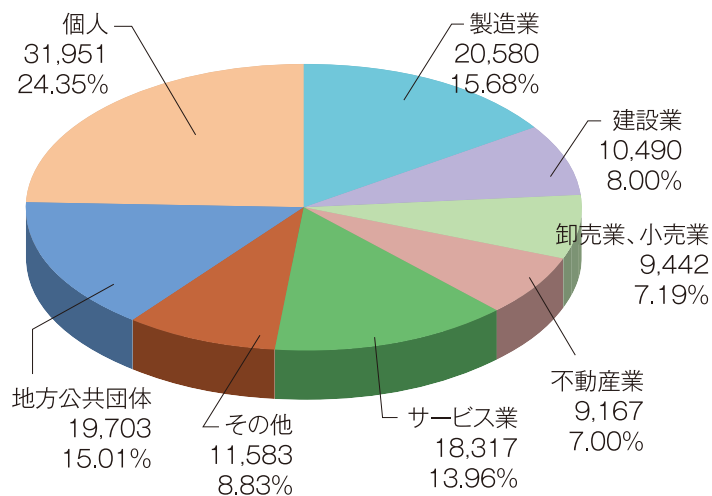
預金は、期末残高で前期比123億円(3.85%)増加し3,320億円となりました。内訳では普通預金を中心とした流動性預金が157億円増加し、定期性預金が34億円減少しました。また、預金者別では、個人のお客様の預金が83億円増加、法人預金が48億円増加しました。

■ 貸出金



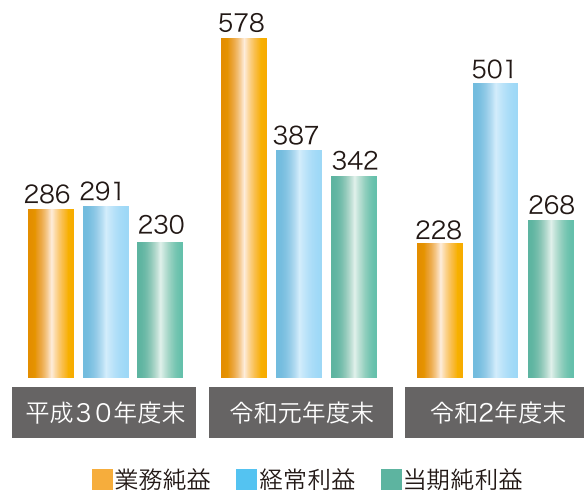
■ 令和2年度末 業種別

(単位：百万円)



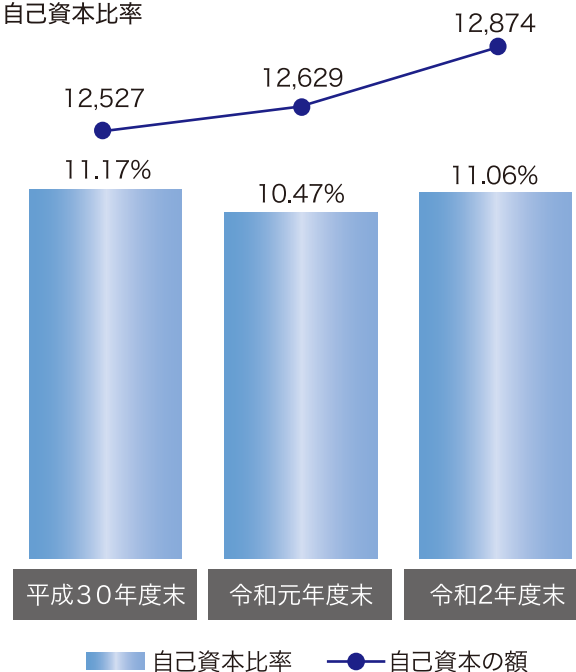
貸出金は、個人融資は住宅ローンが比較的堅調に推移しました。法人融資は新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障を来たされたお取引先に対する資金繰り支援を積極的に行ってまいりました結果、堅調に推移して、期末残高で37億円(2.96%)の増加となりました。

■ 業務純益・経常利益・当期純利益



■ 自己資本比率

(単位：百万円)



日本銀行によるマイナス金利政策が長期化していることから、利回りの低下が著しく資金運用収益が減少しました。加えて、有価証券の償却1億99百万円等業務費用が増加したことにより、業務純益は前期比3億49百万円減少の2億28百万円となりました。一方、個別貸倒引当金繰入額が前期比3億44百万円減少し、株式等売却益が堅調であったため、経常利益は前期比1億14百万円増加の5億1百万円となりました。当期純利益は、固定資産の減損損失1億93百万円等を計上した結果、前期比74百万円減少して2億68百万円となりました。自己資本比率は、保証協会貸出、事業債のリスクアセットの額が増加しましたが、中小企業向け、一般法人向け貸出のリスクアセット等の額が減少した結果、前期末比0.59%改善して11.06%になりました。自己資本額は2億44百万円増加して128億74百万円になりましたので健全性を強化することが出来ました。

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
%については小数点第3位以下を切り捨てて表記しております。

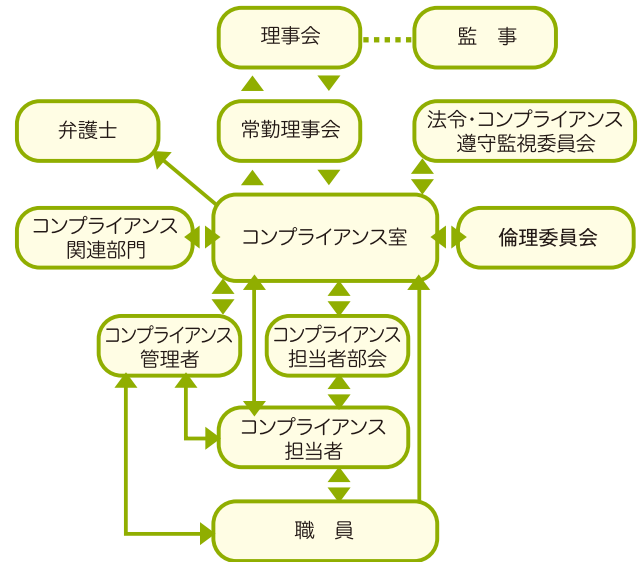
コンプライアンス(法令等遵守)体制について

信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、その社会的使命を自覚し地域の発展のために努力しております。そして、その業務運営は信用金庫法をはじめ各種の法令や規則のもとに行われています。

当金庫はコンプライアンスを最重点課題の一つとして位置付け、コンプライアンス・プログラムの策定、また遵守の基本となる行動綱領、主な法令の内容および業務に係る各種チェック事項を解説した「コンプライアンス・マニュアル」と「服務規律」により全役職員が倫理意識の高揚を図り、法令や規則に則った適正な業務を推進しております。

法令遵守態勢の強化を図ることを目的とした法令・コンプライアンス遵守監視委員会を設置し、社会的使命と責任を全うする金融機関としてこれからも地域社会の付託に応えていくよう努めてまいります。

■コンプライアンス組織体制



アルプス中央信用金庫 行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

当金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 職員の働き方、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

リスク管理体制の概要について

■リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化し多様化しております。このような金融環境のもと、リスク管理を、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫は、多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握・運営していく「統合的リスク管理」を基本とし、各業務において発生する様々なリスクを、商品、業務、組織を超えて総合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を集約する組織として「ALM委員会」を設置して、リスク情報にもとづく業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を行います。また、リスク毎に主管部署を定め、統括・管理を行っています。

また牽制機能を強化するためにリスク管理を統括する組織として総合企画部に「統合リスク管理課」を設置するなど、リスク管理態勢の更なる強化・充実に取り組んでおります。

当金庫のリスク管理の状況

■信用リスク管理

貸出資産の健全性確保を最重要課題として、融資部門と営業統括部門の独立性を高め厳格な審査体制をとるとともに、資産の自己査定体制の整備、管理回収部門の強化等を図っております。

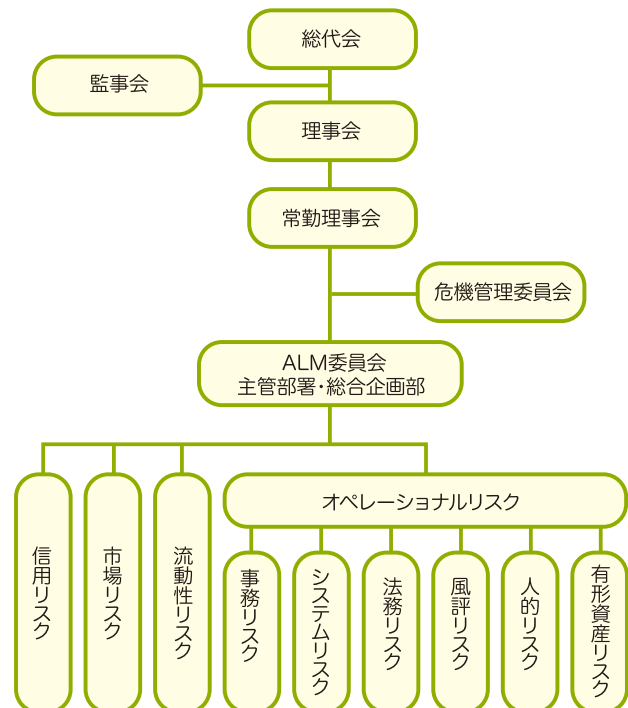
融資は極力大口融資を避け、小口多数取引を推進し、財務分析、不動産評価等のシステムを活用して、財務分析、担保評価、事業の妥当な将来性・収益性等を総合的に判断し厳正な審査を行っております。

また、管理部門においては、リスク発生防止と早期解消を図るため、営業店への指導を通じて本部と営業店との連携を強化するとともに、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣等を行い審査・管理能力の向上を進めております。

■市場リスク管理

債券や株式等の有価証券運用について、経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行い、適正な収益を確保することを基本方針としています。

■リスク管理の組織体制



的確かつ迅速な状況把握とリスク判断を行うために余資運用審議会を設置し、資産・負債の総合管理を行うALM委員会に報告しています。

■流動性リスク管理

資金繰りの状況を適切に把握するとともに、資金調達・運用構造に即して資金の入り払いの平準化を図り、適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としています。

日々の資金繰りについては即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）を預金残高の一定水準以上に維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況についてALM委員会へ報告しています。

■オペレーショナルリスク管理

事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクがあり、主管部署において管理体制や管理方法について基本方針を定め、リスクの軽減に向けた取り組みを進めております。

内部監査・店内検査体制について

内部監査は被監査部門からの独立性を確保している監査部が本部各部、営業店、関連会社および外部委託先に対し、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の態勢について効率的かつ実効性のある監査を実施します。

店内検査は各部店において業務分担に対応した相互牽制を図り、事務取扱の過誤不正を防止するとともに、事務処理方法の改善と効率向上を目的とし、部店長が実施します。

内部監査、店内検査により業務の健全性及び適切性の確保、信用の維持及びお客様等の保護の確保を図ります。

内部統制システムの整備について

当金庫では、信用金庫法並びに同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するため、内部統制システムの整備に取り組んでおり、次の内部統制基本方針（平成31年3月25日改訂）を定め、継続的に実効性の確保に努めています。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事及び当金庫の子法人の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制
6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
8. 当金庫及び子法人の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針等について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり【反社会的勢力に対する基本方針】を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜提供は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外務専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、当金庫の商品・サービスが犯罪収益の移転などに悪用されるのを防ぐため、「マネー・ロンダリング／テロ資金供与防止管理規程」を定め、同規定に基づくリスク評価を定期的に実施するとともに逐次対策を講じ、リスクの低減に努めています。

金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応について

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル 0120-173017）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは東京三弁護士会にお問い合わせください。

個人情報保護について

当金庫は個人データの組織的安全管理を実施するために体制の整備を行い、業務遂行の総責任者として常務理事を個人データ管理責任者に、各部署における責任者として部店長を個人データ管理者に任命し、個人情報の機密性・正確性の確保に努めてまいります。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）＜前文＞

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

アルプス中央信用金庫 『SDGs宣言』

SDGsとは

SDGs(エスディーゼーズ=Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))とは、2015年に国連サミットで採択された“誰一人取り残さない”世界の実現のため、国際社会が2030年までに達成すべき国際目標で、貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標のことです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



当金庫は、国連で採択された持続可能な開発目標SDGsに賛同し、当金庫の基本方針、基本理念、行動指針に基づき、地域金融機関としての事業活動を通じて、持続可能な地域社会、地域環境、地域経済の実現に貢献します。

SDGs達成に向けた重点的な取り組み (2030年に向けた指標)

女性職員の総合職を増加させる。

👉2030年までに 女性職員に占める総合職の割合10%
(2019年3月末0%→2030年3月末10%)
2021年3月末の状況 ▶**5.20%**



LED切替えによる電力使用量の削減

👉2030年までに 電力使用量25%削減
2021年3月末進捗状況
2019年3月末比 ▶**10.5%削減**



取引先のSDGs達成に向けた、セミナー、新商品、サービスへの取り組み。

👉2030年までに セミナー、新商品、サービス10件実施
2021年3月末までの実施状況 ▶**3件**



当金庫のSDGs 現在の取組状況

『社会との共通価値』



- ◎会員、総代との連携
- ◎県市町村、商工会議所、商工会との連携
- ◎学校(信州大学農学部、長野県南信工科短期大学校との連携協定)、弁護士会、税理士会との連携
- ◎三井住友海上火災保険株式会社との業務提携
- ◎信金中央金庫を元に、全国の信用金庫のネットワークと協力体制

『地域経済』



- ◎中小企業への経営支援(創業、成長、事業承継M&A、経営改善、事業再生、転廃業)
- ◎各種セミナー開催(働き方改革、M&A事業承継、キャッシュレス等々)
- ◎地域貢献等への取り組み(しんきん経営者の会、しんきん年金友の会、あるしん未来経営塾)
- ◎「伊那谷経済動向」の定期発行

『地域社会』



- ◎マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策
- ◎職場体験学習
- ◎就職活動支援
- ◎「いな谷で育った中村不折に続け！」子供たちの書初め書道展主催
- ◎SDGs私募債の引受
- ◎社会貢献活動
(6月・信用金庫の日に献血活動と募金活動)
- ◎地域行事等への参加(各地区の夏祭り等)
- ◎特殊詐欺等犯罪被害防止活動
- ◎女性職員の総合職登用制度
(女性営業担当者の育成)

『地域環境』



- ◎環境への取り組み
(森の里親整備事業、天竜川34箇所の橋の清掃、天竜川水系環境ピクニック)
- ◎ペーパーレス化
(出資証券不発行、タブレットを利用した会議)
- ◎通帳レス口座の取り扱い

伊那市・エコバッグの普及と 二酸化炭素削減事業へ協賛



あるしんSDGs私募債 「ちいきのミライ」の引受

令和2年11月、伊那市の株式会社BISO様が発行された「あるしんSDGs私募債」を当金庫で引受し、株式会社BISO様より、伊那市へ「顔認証AI搭載タブレット型サーマルカメラ」を寄贈いただきました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みについて

■中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ。）の経営支援に関する取り組み

地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と考えております。

資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、それぞれに抱えている経営課題を十分に把握・検討したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する整備体制

当金庫は、経営支援をサポートする為に、専門チームの「企業支援室」を設け、外部コンサルタント・外部専門家・外部支援機関・長野県信用保証協会・信州大学等と十分な連携をとり、経営者の皆様の様々な経営課題のご相談に対し、その課題解決に向けて企業のライフサイクルにあわせたサポート（「創業支援」「成長支援」「事業承継・M&A支援」「経営改善・事業再生・転廃業支援」）など、親身になって共に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

新規創業計画の策定のお手伝いや、様々な関連金融商品・関連情報の提案・提供

b. 成長段階における支援

金融支援に留まらない経営態勢の強化を支援

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営課題の分析や把握による最適なプランを提案

d. 事業承継の支援

M&Aを含めた事業承継相談への積極的対応

■地域の活性化に関する取組状況

- ・自治体、商店主、商工会等との意見交換を行い、地元金融機関として地域活性化への支援、協力を努めます。
- ・営業、販売力の向上に向け外部専門家派遣を行い、専門家の指導のもと現状の経営問題の改善を図る支援を行います。

■新型コロナウイルス感染症に関する取組状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障をきたしている中小企業の資金繰り円滑化を図り、コロナ後の経営改善に向けた本業支援に積極的に取り組んでまいります。



■経営者保証に関するガイドラインについて

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和2年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は762件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は22.4%、保証契約を解除した件数は12件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

■中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化への対応方針について

当金庫は、地域の中小企業・小規模事業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業金融円滑化法終了後も引き続き、全力で取り組んでまいります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である

信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、他業態も含め関係機関や外部専門家等と十分連携を図り、コンサルタント機能を発揮し、お客様の経営課題の解決に向けて真摯に取り組んでまいります。



金融仲介機能のベンチマーク

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる指標です。

すべての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価する為の指標を「共通ベンチマーク」、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標を「選択ベンチマーク」と定義し、「共通ベンチマーク」は5項目、「選択ベンチマーク」は50項目から構成されています。

当金庫では、これらのベンチマークを活用して、金融仲介機能強化への取り組みの進捗状況や課題等について自己検証し、金融仲介機能を通じて、地域社会発展に貢献できますように尽力してまいります。

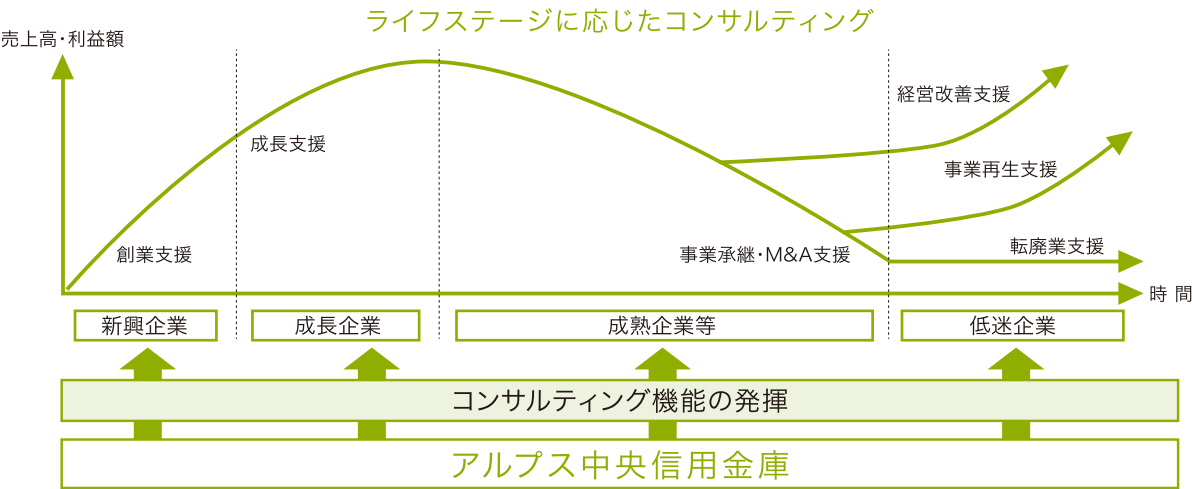
地域へのコミットメント・地域企業とのリレーションに取り組んでいます。

当金庫は、「地域経済の発展・繁栄なくして"あるしん"の繁栄もなし」を基本理念として、地元で存在価値のある金融機関であり続けるための経営に努めております。

また、地域密着型金融の一層の強化を図るために*「課題解決支援プロジェクト」に取り組んでおり、地域経済発展に貢献できるよう努めてまいります。

	令和3年3月	令和2年3月	平成31年3月
メイン取引先数の推移	1,067社	1,034社	1,025社
全取引先数に占める割合	44.1%	51.9%	49.3%

選択ベンチマーク2



- 創業から事業再生・事業継承支援まで継続してサポート
- コンサルティング機能により「実態把握→計画策定支援→実行支援」まで一貫してサポート
- お客様とのリレーション強化により、ニーズに合ったメニューをご提案

【創業支援】	【成長支援】	【再生支援】	【廃業支援】
ソリューション			
・創業サポート ・事業計画策定 ・伴走支援	・ビジネスマッチング ・事業継承、M&A ・人材紹介 補助金活用	・事業デューデリジェンス ・改善計画策定 ・実行支援	・M&A ・資産売却
ファイナンス			
・創業資金融資 ・クラウドファンディング	・成長資金融資 ・私募債 シンジケートローン ・成長ファンド	・リスケジュール、リファイナンス ・資本性ローン ・再生ファンド	

*営業地域内の全事業先を訪問し、経営者の方のニーズ・課題を共有し、共に解決していくための活動

取引先企業のライフステージに応じた支援に取り組んでいます。

・ライフステージ別の与信先数および融資額

共通ベンチマーク4

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,184社	53社	47社	672社	181社	145社
ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	596億円	17億円	34億円	344億円	62億円	88億円

○創業支援(新興企業)

当金庫の創業支援は外部専門機関等と連携しながら、起業実現に向けての創業計画策定、ビジネスモデル構築、資金調達、販路開拓等を支援します。また、創業後の伴走支援として販路拡大、改善指導、資金繰り等を支援し、地域に根差す持続可能な企業へと育成を図っています。

・当金庫が関与した創業、第二創業の件数

共通ベンチマーク3

当金庫が関与した創業件数	30件
当金庫が関与した第二創業件数	1件

・創業支援先数(支援内容別)

選択ベンチマーク16

①創業計画の策定支援		29社
②創業期の取引先への融資	プロパー	2社
	信用保証付	28社
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介		3社
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資		0社

○成長支援

当金庫の成長支援は外部専門機関と連携しながら、金融支援に留まらない助成金、補助金申請、販路開拓・拡大、ビジネスマッチング、人材確保等、お客様の成長、発展に寄与する経営支援を行っています。

・ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合

選択ベンチマーク14

	全取引先①	ソリューション提案先②	②／①
ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合	2,420社	186社	7.7%
ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	787億円	95億円	12.1%

・取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数

選択ベンチマーク43

	支援先数
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	18社

○事業承継・M&A支援

選択ベンチマーク21

事業承継支援先数	22社
----------	-----

○経営改善、事業再生、転廃業支援

共通ベンチマーク2

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	148社	10社	1社	137社

取引先企業の経営改善や成長力の強化に取り組んでいます。

- ・当金庫がメインバンク(融資残高1位)となる取引先企業のうち、経営指標(売上・営業利益率)の改善や就業者数の増加が見られた先数(令和3年3月)

共通ベンチマーク1

メイン先グループ数	メイン先の融資残高	経営指標が改善した先数
671社	357億円	216社

- ・経営指標が改善した先について、3年間の事業年度末の融資残高の推移

共通ベンチマーク1

令和3年3月	令和2年3月	平成31年3月
145億円	172億円	185億円

事業性評価に基づき過度に担保・保証に依存しない融資に取り組んでいます。

当金庫ではお客様の事業内容等を分析し、事業に必要な資金を融資しています。融資の際は使いみちや返済財源等を総合的に審査し、担保や保証をいただく場合もありますが、「担保」、「保証」に過度に依存しない融資への取り組みを行っています。

当金庫では様々なライフステージにあるお客様の事業内容や成長可能性をより正確に理解した上で、事業性評価を行い、適切な融資・ソリューション等を提供しています。

当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

共通ベンチマーク5

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	82社	83億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	6.9%	13.9%

- ・地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額

選択ベンチマーク7

	先数	融資残高
地元の中小企業融資における無担保融資先数及び無担保融資額	1,195社	119億円

金融仲介機能発揮へ向けた人材育成に取り組んでいます。

当金庫はお取引先の本業支援に資する人材の育成の為に、外部研修、庫内研修を実施しております。また、当金庫職員に対して、事業性評価や本業支援等に関連した資格の積極的な取得を奨励しております。

- ・取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格取得数

【研修の実施】

選択ベンチマーク39

研修等の実施数	研修等への参加者数
9回	67人

【資格の取得】

資格名	資格取得者数
信州大学連携コーディネーター	6人

環境への取り組みについて

[基本理念]

当金庫は、事業活動を通じて、地球環境の改善、資源の保全ならびに環境汚染予防に寄与するため、役職員一人一人が地域環境の保全と継続的な向上を図ります。

[基本方針]

1. 当金庫の事業活動が環境に与える影響を、的確に評価し改善するための環境管理システムを構築・運用することによって、継続的な環境改善と汚染の予防を図ります。
2. 環境関連法令、条例、規制等及び当金庫が同意したその他の要求事項を遵守し、必要に応じて自主基準を定め、一層の環境保全に努めます。
3. 当金庫が行う事業活動が環境に与える影響の中で下記の事項について目的・目標を設定し、継続的な改善を推進します。
 - ① 事業活動のために使用する地球環境に負荷を与える資源の消費量の削減、購入するPR品や印刷物のグリーン購入を推進する。
 - ② エネルギーの節約により地球温暖化の抑制に貢献する。
 - ③ 排出する廃棄物の削減を図る。
 - ④ 環境配慮型金融商品の有効セールスによって、お客様の環境保全活動に役立つように努める。
 - ⑤ 継続的な環境教育の推進及び金庫内広報活動によって、役職員の環境意識の向上に努める。
 - ⑥ 環境に関する地域貢献活動の継続的な推進を行う。

LED切替による電力使用量削減



[活動状況]

森の里親整備事業

駒ヶ根市営の台
駒ヶ根公園

天竜川美化活動

天竜川にかかる34箇所の橋の清掃、天竜川水系環境ピクニックへの参加



地域貢献等への取り組みについて

当金庫は、上伊那地域(一部下伊那地域を含む)を事業区域として、地域の皆さまがお客様・会員となり、お互いに地域の発展を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

あるしんは地域のネットワークを広げ、社会貢献等、
広く地域の活性化に取り組んでいます。

しんきん経営者の会

地元企業の異業種交流(ビジネスマッチング)の場による情報交換、明日の企業経営のお手伝い、各界の著名人の講演会、その他研修会や勉強会を通じて会員の皆様がさまざまな交流を図っております。

しんきん年金友の会

当金庫で年金をお受け取りいただいている皆様のサークルです。マレットゴルフ大会や全店の年金友の会合同による親睦旅行などを通じて、皆様の豊かなセカンドライフのお手伝いをさせていただいております。

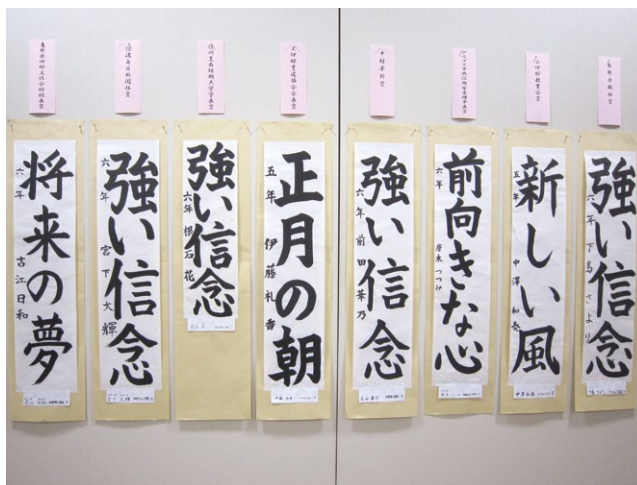
あるしん未来経営塾

今後の地域経済を担う若手・次世代経営者を対象として、「経営力の向上」を目的として開催しております。



「いな谷で育った中村不折につづけ」

地域の子供達のかきぞめ書道展を主催し、本年も地域の小学生、中学生の皆様から多くの出展をいただきました。



地元中学生球児との交流

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響から各種大会が中止となり、特に最終学年の中学3年生にとって、これまでの練習の成果を発揮する機会、また、次のステップでも野球を続けていただけるような機会になればとの思いから、春富中学校との試合を実現。

今後も将来の地域社会を担う地元中学生球児と交流する機会を持ち、地域貢献につなげていきたいと思います。3月には、飯島中学校1、2年生の新チームと交流試合を行い、試合後には合同練習による技術指導の機会を持ちました。



社会貢献活動

社会貢献活動として毎年6月の「信用金庫の日」にあわせ、献血を実施しております。



各種セミナーの開催

地域のお客様への情報発信や、金融知識の向上の機会としていただけますよう、順次開催を企画しております。



三井住友海上火災保険株式会社様とオンラインセミナー開催。

三遠南信しんきんサミット

静岡県、愛知県、長野県の三河、遠州、南信地域を営業基盤とする信用金庫が連携して開催されるイベントです。2020年度はWEBを活用したオンラインで開催致しました。



第13回 三遠南信

しんきん サミット

8信金

しんきん講演会
【講師】山田桂一郎氏

**YouTubeでのライブ配信を
予定しております。**

▶参加にあたっての注意事項
・PCやタブレットなど端末、インターネット接続環境が必要です。
・講演中の動画視聴・録画はご遠慮ください。

無料

団結・協力・負けない心～光差す未来へ～

2021 **2|20** ±
12:00～15:30
(11:40 アクセス開始)
無料 オンライン配信

※今回はオンライン開催！ /
12:00～15:30
(11:40 アクセス開始)
無料 オンライン配信

| 開会セレモニー(12:00～12:25)

| 基調講演 (12:30～14:00) 選ばれ続ける地域とは
～ウイズコロナ時代における観光・経済の活性化策～

講師/JTIC SWISS 代表 山田桂一郎氏

1955年 三重県津市生まれ。スイス「ジュネーヴ」観光視察、フランス「パリ」観光視察、ワグネル国際観光視察の海外セールスマン・プロモーション経験。2005年 内閣府「観光立国推進実行委員会」資料研究班から観光文化委員（世界の都市・地域の観光ノウハウを各地に広げるカギとして）に就任される。日本各地におけるマーケティングとブランディングの経験を活かす。自らも地元の発展に資する様々な事業において、民間企業や行政機関との協力を進め、プロジェクト・アドバイザー、顧問などに携わっている。2011年に山梨県日野町ビジネスクラウドにおいて「地元を愛する100人」の一員として発表された。内閣府地域活性化推進部、読経まちづくりセンター、西宮地区マーケティング協議会、北海道大学農学部、早稲田大学農学部、中央民族大学農学部、泰山福祉短期大学農学部、日本エコマップ編集主任、など7つの観光関係団体で理事を務める。

| 地域解説(14:10～15:20) パネルディスカッション「三遠南信地域の未来と期待」

●ファシリテーター

戸田敏行氏 愛知大学地域政策学部 教授
三遠南信地域連携開発センター長

- パネリスト
 - ・山田桂一郎氏 (JTIC SWISS 代表)
 - ・原川知己氏 (三遠南信地域連携ビジョン推進会議 事務局長)
 - ・前田忠 氏 (公明) 須永・浜名関マツリズムビューロー COO)

伊那谷經濟動向

お客様への情報提供サービスとして「伊那谷経済動向」を定期発行(四半期に1回)しております。

[illegible]

2021年度新入職員の皆さん

新たに16名のフレッシュな皆さんを迎えました。



2020年度永年勤続表彰を受賞された職員の方々

30年勤続表彰



20年勤続表彰



職員向け研修の実施

お客様支援のための職員向け研修会を開催し、知識向上に努めております。



当金庫ホームページ リニューアル

令和3年2月、レイアウト・スタイル等を一新いたしました。



「しんきんローンセンター」土曜日の営業開始(土日営業体制へ)

令和2年9月5日より、本店営業部内の「しんきんローンセンター」が土曜日も営業開始となりました。住宅ローン及び個人ローンに関するご相談、お申込の受付等にご利用いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業性資金のご相談も承っております。

ローンセンター専門の職員が対応しております。平日のご相談が難しいお客様のご利用を心よりお待ちしております。

なお、ご予約いただきますとスムーズにご案内が出来ます。また、都合により開催日・時間の変更となる場合がございますので、ご予約する際等にお問合せください。

営業時間

平日(月曜日～金曜日)の午前10時から午後6時まで

土曜日・日曜日 午前10時から午後5時まで営業しております
(祝祭日及び12月31日から1月3日を除く)。

(0265)98-8077



営業時間変更(昼休業)

中川支店、高遠支店、小野支店、春近支店の窓口営業時間を、平日9時から11時30分、12時30分から15時に変更し、11時30分から12時30分の間は休業とさせていただきました。お取引いただいております皆様方には、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。当金庫では今後も質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

昼休業店舗

中川支店・アルプス支店・
高遠支店・小野支店・春近支店



各種サークル活動

当金庫では、野球部、ゴルフ部、卓球部、バレーボール部、テニス部、サッカー部の活動を通じて、職員同士の交流と親睦を図っております。

野球部 県下信用金庫野球大会で優勝



ゴルフ部創設



地域貢献活動・夕食おかず販売 (テイクアウトコーナー・箕輪町)

箕輪町の飲食店が集まり、おいしい料理を数多く提供。



夕食おかず販売



トピックス

令和2年4月・本部組織変更
業務推進部を営業統括部に改編し、
企業支援室を審査部から移設

令和2年7月・本部組織変更
審査部と管理法務部を統合し融資部
新設
・高遠支店を竜東支店の子店舗化、
昼休業開始(高遠支店)

令和2年9月・「ローンセンター」土曜日の営業開始
(土日営業体制へ)

令和2年10月・ナイスロード支店廃止
・昼休業開始
(中川支店・小野支店・春近支店)

令和2年11月・木下出張所ATMコーナー廃止
令和3年1月・商工組合中央金庫と「シンジケート・
ローン業務における連携・協力に関する
覚書」締結

令和3年2月・当金庫ホームページリニューアル
・三遠南信しんぎんサミット開催
・「第8回伊那谷で育った中村不折に続け！
子供たちのかきぞめ書道展」開催

令和3年3月・三井住友海上火災保険株式会社とSDGs
セミナー開催

当金庫の概要 (令和3年3月31日現在)

名 称	アルプス中央信用金庫
本 店 住 所	長野県伊那市荒井3438番地1
電 話 番 号	0265-72-4171
フリーダイヤル	0120-173017
ホームページ	http://www.alupuschuo-shinkin.jp
法 人 成 立	昭和26年4月23日
事 業 開 始	昭和26年6月8日
店 舗 数	21店舗
役 職 員 数	245名
出 資 金	10億30百万円
会 員 数	25,248名
預 金 積 金	3,320億67百万円
貸 出 金	1,312億34百万円

アルプス中央信用金庫のあゆみ

平成			3月	全店ATMコーナーへ「携帯電話通話感知システム」を設置【犯罪被害防止対策】	
15年	7月	「アルプス中央信用金庫」発足	26年	2月	「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始
	6月	「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始		5月	若手経営者の会「あるしん未来経営塾」が発足
	12月	ATM機による暗証番号変更機能取扱開始 【犯罪被害防止対策】		7月	・駒ヶ根市と「森林の里親協定」を締結 ・信州大学農学部と産学官金連携協定を締結
18年	1月	第二地方銀行、信用組合、及び労働金庫との相互入金業務取扱開始	27年	6月	長野県と県内6信用金庫による「地方創生に向けた連携協定」を締結
	2月	カード補償情報センターに加盟		11月	伊那東支店が本店営業部との店舗統合により閉店
19年	10月	休日の住宅ローン及び年金相談会を開始	28年	7月	ナイスロード支店が本店営業部の店舗内店舗として移転営業開始
20年	5月	信金東京共同事務センター事業組合へオンラインシステム移行		29年	10月
20年	10月	ATM操作による口座別支払限度額変更の取扱開始 【犯罪被害防止対策】	令和		
21年	2月	しんきん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始	元年	7月	福岡支店が南支店の店舗内店舗として移転営業開始
22年	4月	「ぐるっと信州ネット」サービス取扱開始		9月	しんきんローンセンター開設
24年	3月	ATM機の1日の現金払出限度額及び振込限度額引き下げ【犯罪被害防止対策】		10月	アルプス支店を赤穂営業部の子店舗化
	7月	赤穂営業部が新店舗へ、伊那東支店が本店営業部の店舗内店舗として移転営業開始	2年	4月	業務推進部を営業統括部に改編し、企業支援室を審査部から移設
	11月	「経営力強化保証制度」取扱開始に伴い、経営革新等支援機関に認定		7月	・審査部と管理法務部を統合し融資部を新設 ・高遠支店を竜東支店の子店舗化
25年	2月	あるしんでんさいサービス開始		10月	ナイスロード支店が本部営業部との店舗統合により閉店
				11月	木下出張所ATMコーナー廃止

【旧赤穂信用金庫】			【旧伊那信用金庫】		
昭和25年	4月	中小企業等協同組合法に基づき「赤穂信用組合」設立	昭和	2年11月	産業組合法による有限責任伊那町庶民信用組合設立
昭和26年	6月	赤穂信用組合として事業開始	昭和23年	10月	市街地信用組合法による伊那信用組合に改組
昭和27年	12月	信用金庫法施行にともない信用金庫に改組し、赤穂信用金庫と改称	昭和26年	4月	辰野信用組合と合併
		(平成15年 7月 合併時 9店舗)		10月	信用金庫法施行にともない信用金庫に改組し、伊那信用金庫と改称
					(平成15年 7月 合併時 14店舗)
平成15年 7月22日			新生「アルプス中央信用金庫」発足		

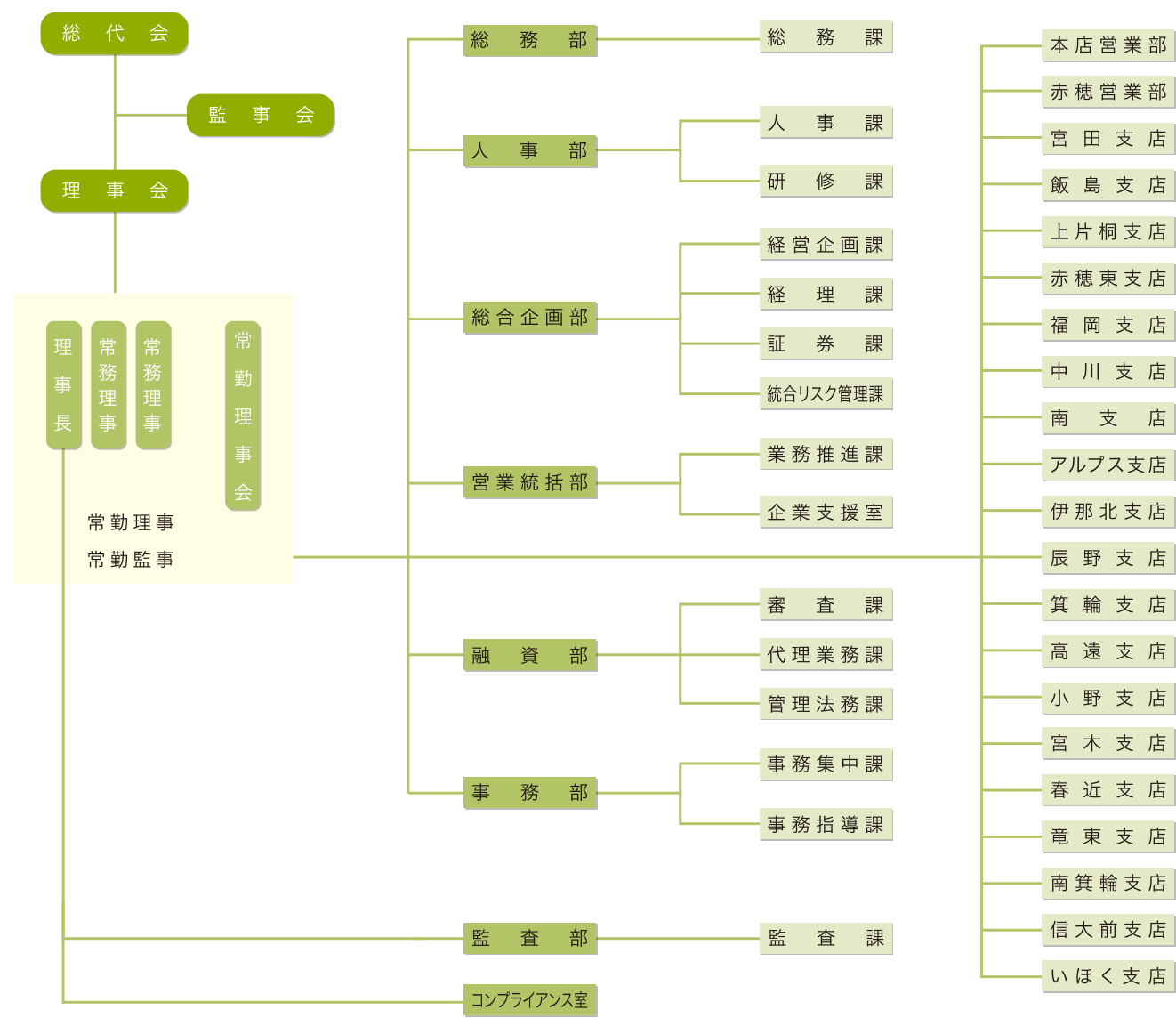
主要な事業内容

1. 預金又は定期積金の受入れ
 2. 会員に対する資金の貸付け
 3. 会員のためにする手形の割引
 4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
 5. 為替取引
 6. 上記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
 7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く。）
 8. 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
 9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務
- 各種商品・サービスの内容につきましては、P28～P31をご覧ください。

役員一覧 (令和3年7月1日現在)

理事長	吉澤 祥文	非常勤理事	山浦 速夫	常勤監事	唐澤 伸彦
常務理事（融資部長）	牧田 和弘	非常勤理事	佐々木 正博	非常勤監事	高坂 建樹
常務理事（総合企画部長）	原 英則	非常勤理事	馬淵 泰太郎	非常勤監事 （員外監事）	野澤 章泰
常勤理事（総務部長）	地田 俊彦	非常勤理事	吉澤 文男		
常勤理事（営業統括部長）	田中 久弘				

組織図 (令和3年7月1日現在)



営業地域

長野県松本市(旧四賀村、旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧波田町を除く)、茅野市、塩尻市(旧檜川村を除く)、
諏訪市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市(旧上村、旧南信濃村を除く)、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡松川町、
高森町、大鹿村、豊丘村、及び喬木村

店舗のご案内

令和3年7月1日 現在



- ⑤ ◎本店 営業部 伊那市荒井3438番地1……………(0265)72-4171
- ① ◎赤穂 営業部 駒ヶ根市北町8番14号……………(0265)82-3151
- ② ◎宮田 支店 宮田村3320番地3……………(0265)85-3300
- ③ ◎飯島 支店 飯島町飯島1445番地1……………(0265)86-3147
- ④ ◎上片桐 支店 松川町上片桐3647番地……………(0265)37-2121
- ⑤ 赤穂 東支店 駒ヶ根市東町8番10号……………(0265)82-6131
- ⑥ 福岡 支店 駒ヶ根市赤穂10790番地8(南支店内)…(0265)82-3141
- ⑦ ◎中川 支店 中川村片桐4080番地1……………(0265)88-3333
- ⑧ 南 支店 駒ヶ根市赤穂10790番地8……………(0265)82-5507
- ⑨ ◎アルプス 支店 駒ヶ根市赤穂1293番地2……………(0265)81-1311
- ⑫ ◎伊那北 支店 伊那市山寺3174番地7……………(0265)72-3118
- ⑬ ◎辰野 支店 辰野町大字辰野1636番地9……………(0266)41-0005
- ⑭ ◎箕輪 支店 箕輪町大字中箕輪9489番地1……………(0265)79-2205
- ⑮ ◎高遠 支店 伊那市高遠町西高遠1660番地1……………(0265)94-2133
- ⑯ 小野 支店 辰野町大字小野1270番地1……………(0266)46-3131
- ⑰ ◎宮木 支店 辰野町大字辰野1636番地9(辰野支店内)…(0266)41-3481
- ⑱ 春近 支店 伊那市西春近5242番地2……………(0265)78-6969
- ⑲ ◎竜東 支店 伊那市中央4697番地1……………(0265)73-3172
- ⑳ ◎南箕輪 支店 南箕輪村3115番地1……………(0265)76-1011
- ㉑ ◎信大前 支店 南箕輪村8304番地72……………(0265)76-5551
- ㉒ いほく 支店 箕輪町大字中箕輪1850番地……………(0265)79-1300
- しんきんローンセンター 伊那市荒井3438番地1(本店営業部内)・(0265)98-8077

店舗外キャッシュコーナーのご案内

駒ヶ根地区

- ◎ 駒ヶ根駅前ビル「アルパ」
- ◎ 宮の前出張所
- 中沢出張所
- ◎ ベルシャイン駒ヶ根店
- ◎ ニシザワ福岡食彩館

飯島・中川地区

- 七久保コミュニティセンター
- 大草出張所

伊那地区

- ◎ 伊那市駅前ビル「いなっせ」
- 伊那市役所
- 伊那中央病院
- 伊那東出張所
- 野底出張所
- みすず出張所
- ◎ ベルシャイン伊那店
- ◎ ニシザワ双葉食彩館
- ◎ ニシザワ春近食彩館
- ◎ ニシザワ高遠食彩館
- ◎ アピタ伊那店

箕輪・南箕輪地区

- ◎ 箕輪ショッピングセンター
- ◎ ベルシャイン箕輪店
- ◎ ベルシャイン伊北店
- ◎ ニシザワ信大前食彩館

辰野地区

- ◎ 辰野町役場前
- ◎ 宮木出張所
- ◎ ニシザワ辰野食彩館

身近に21店舗 そこに「あるしん」があります。 ◎印の15店舗と17か所のATMコーナーは日曜日及び祝祭日にもご利用いただけます。

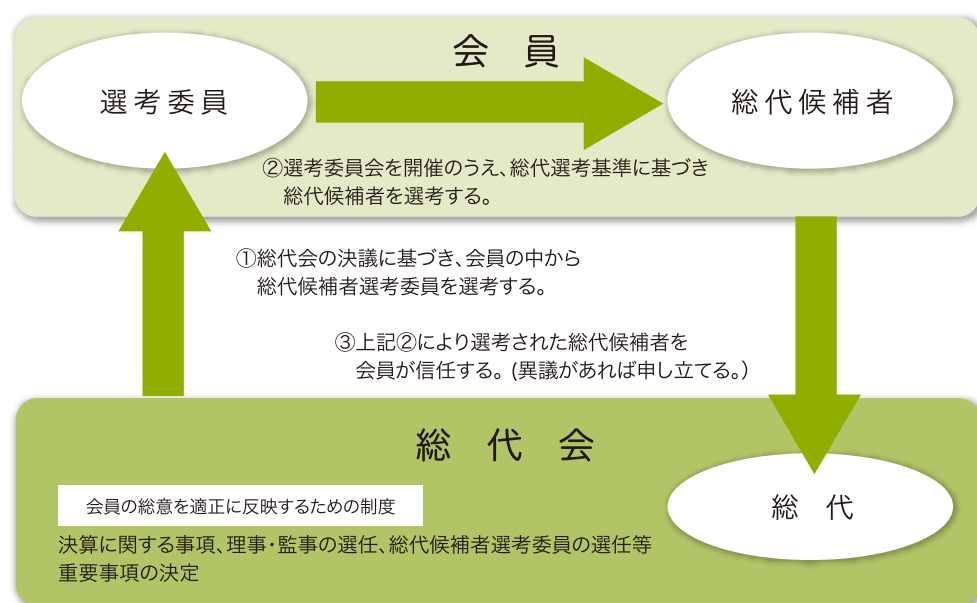
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任、総代候補者選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、「お客様の声」のハガキの設置、意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代とその選考方法について

総代の任期・定数

1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定数は、100人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和3年3月31日現在の総代数は

105名で、会員数は25,248名(法人2,880名、個人22,368名)です。

総代の選任方法

1. 総代候補者選考基準

〔資格要件〕

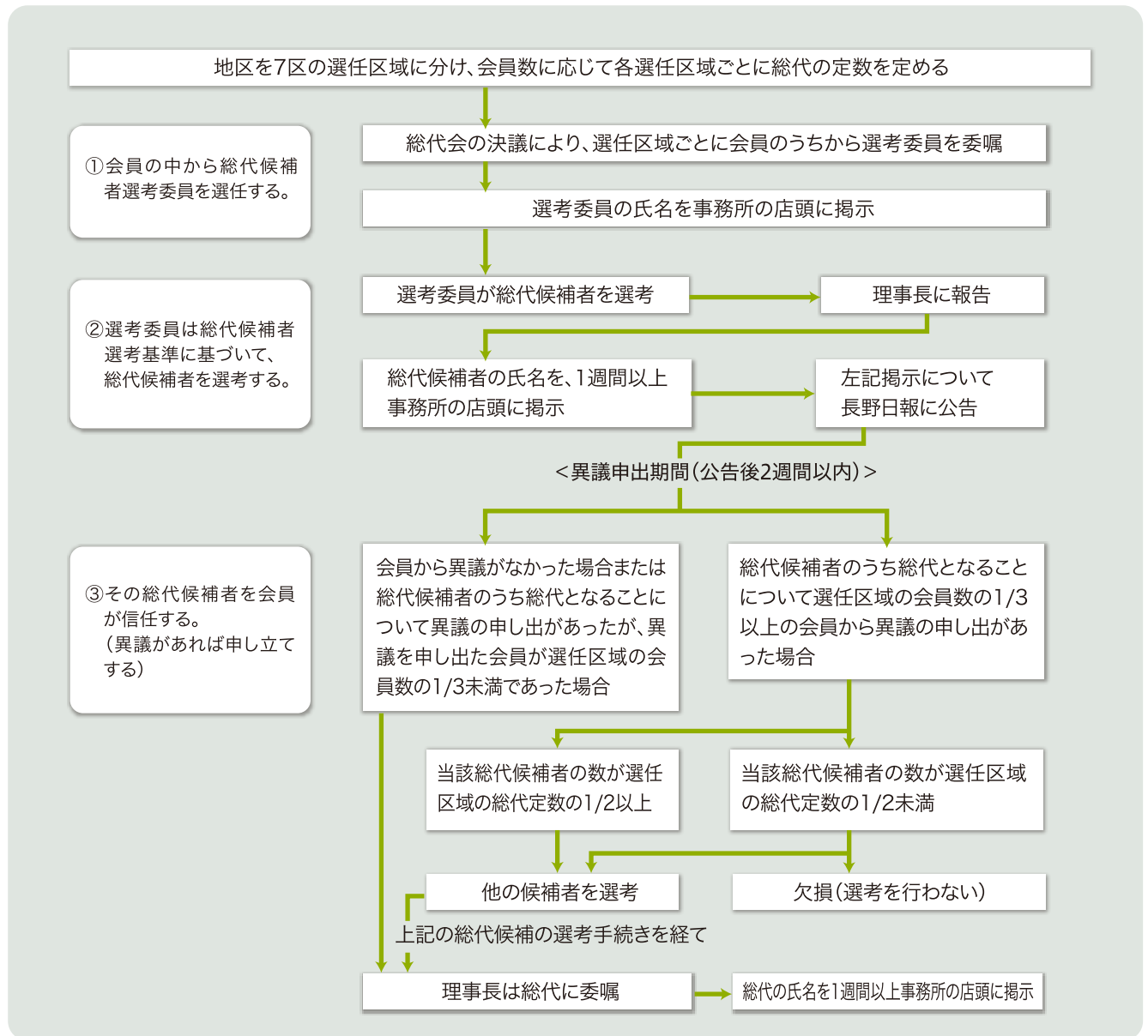
- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で75歳を超えていない者

〔適格要件〕

- ① 総代として相応しい見識を有していること
- ② 良識をもって正しい判断ができる人であること
- ③ 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ⑤ 行動力があり、積極的な方
- ⑥ 人格、識見にすぐれ、当金庫の発展に寄与できる方
- ⑦ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

2.総代選任手続

総代は、次の手続を経て選任されます。



第71期通常総代会の決議事項

令和3年6月25日(金)に開催されました第71期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

- (1)第70期業務報告の件
- (2)第70期貸借対照表、損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第70期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員の法定脱退に関する件
- 第3号議案 定款の一部変更承認の件



総代のみなさま

任期：平成30年7月7日～令和3年7月6日(総員105名)

令和3年6月25日 現在

第1地区 駒ヶ根地区						23名
吉澤 利文 ⑨	伊藤 雅基 ⑧	丸山 晴通 ⑦	小原 一成 ⑦	宮脇 眞 ⑦	窪田 雅則 ⑦	
赤羽 芳春 ⑥	小平 邦一 ⑥	小林 啓一 ⑥	小林 寿之 ⑤	山下 孝之 ⑤	久保田 満 ④	
田中 昇 ③	新井 博 ③	田中 清志 ③	山下 政隆 ②	松井 良介 ②	増澤 良雄 ②	
小澤 長三 ①	矢沢 弘幸 ①	麻野 一郎 ①	春日 俊也 ①	田中 篤 ①		
第2地区 宮田地区						5名
増田 清 ⑨	清水 能忠 ⑤	鷹野 準 ④	黒河内勇雄 ②	青木 賢 ①		
第3地区 飯島・中川地区						8名
伊藤 政文 ⑩	野村 肇 ⑦	桃沢 傳 ⑦	片桐 光繁 ③	下平 和宏 ③	宮下 進吾 ③	
石田 耕一 ②	鈴木 浩二 ②					
第4地区 松川地区						5名
竹村 幸宏 ⑦	荻原 正義 ⑤	片桐 詔廣 ③	小澤 文人 ③	矢澤 良一 ②		
第5地区 伊那地区						37名
川上 健夫 ⑨	飯島 松一 ⑨	池田 幸平 ⑦	黒河内 靖 ⑦	熊谷 和寛 ⑦	池田 章 ⑥	
田中 昭憲 ⑥	清水 紀光 ⑥	野口 連一 ⑥	唐木 一平 ⑥	白鳥 政和 ⑥	横山 洋二 ⑤	
中山 一郎 ⑤	北澤 利文 ⑤	荒木 康雄 ⑤	熊谷 健 ④	吉澤 文男 ④	川手 克彦 ③	
原 敬明 ③	小澤 仁 ③	宮下 成彰 ③	橋爪 義彦 ③	赤羽 秀樹 ②	春日 貞秋 ②	
宮下 金俊 ②	藤澤 洋二 ②	小坂 博志 ②	宮下 重幸 ②	原田 学 ②	織井 常昭 ②	
田畑 和輝 ②	平澤 泰斗 ①	都築 透 ①	宮澤 安三 ①	原 隆義 ①	唐澤 幸利 ①	
池上 利彦 ①						
第6地区 辰野地区						12名
上島 修治 ⑨	小野光比古 ⑨	田畑 眞幸 ⑦	小野 能正 ⑦	松田 文治 ⑥	檀原 隆宣 ⑥	
米山 敏男 ⑤	竹入 茂治 ⑤	和田 秋生 ③	有賀 喜文 ③	福島 英雄 ②	野澤 千尋 ②	
第7地区 箕輪地区						15名
白鳥 和夫 ⑪	野澤 正平 ⑦	小池 茂治 ⑦	上田 建生 ⑦	堀 正秋 ⑥	唐澤 修一 ⑥	
小林 誠 ⑤	宮下 久 ④	原 和男 ④	清水 健二 ④	浅川 孝二 ④	原 敏弘 ③	
今井 政彦 ③	坂本 剛 ③	福田 公治 ②				

(敬称略、氏名の後の数字は総代の就任回数)

当金庫の会員・総代の状況 (令和3年3月31日現在)

地区別会員数、総代数					(構成比：%)		総代年代別構成			(構成比：%)	
選 任 区 域	会 員				総 代		年 齢	総代数	構成比		
	法人	個人	合計	構成比	総代数	構成比					
第 1 地 区	518	4,538	5,056	20.02	23	21.90	39 歳 未 満	0	-		
第 2 地 区	129	1,169	1,298	5.14	5	4.76	40～49 歳	2	1.90		
第 3 地 区	182	1,862	2,044	8.09	8	7.61	50～59 歳	24	22.85		
第 4 地 区	119	987	1,106	4.38	5	4.76	60～69 歳	40	38.09		
第 5 地 区	1,018	7,380	8,398	33.26	37	35.23	70 歳 以 上	39	37.14		
第 6 地 区	294	2,300	2,594	10.27	12	11.42	合 計	105	100.00		
第 7 地 区	486	3,370	3,856	15.27	15	14.28					
その他の地区	134	762	896	3.54	-	-					
合 計	2,880	22,368	25,248	100.00	105	100.00					

総代職業別、業種別構成比	
職 業 別	■法人代表者 98.0% ■個人事業主 1.9%
業 種 別	■製造業32.3% ■建設業30.4% ■卸売業・小売業19.0% ■サービス業8.5% ■その他9.5%

預金商品のご案内

(令和3年6月現在)

種類		内容	期間	預入金額
当座預金		安全で便利な小切手・手形をご利用いただけます。(無利息)	出し入れ自由	1円以上
普通預金		自由に出し入れができ、給与や年金、配当金等の自動受取りに、また公共料金の自動支払い等にもご利用いただけ、カードによる出し入れもできます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金		自由に出し入れができ、決済サービスをご利用いただけます。(無利息)	出し入れ自由	1円以上
総合口座 (普通預金/定期預金)		普通預金と定期預金が1冊の通帳にまとめてあり、各種サービスと自動ご融資(定期預金の90%以内で最高200万円まで)がご利用になれます。20歳以上の個人の方限定です。	出し入れ自由 1ヵ月以上5年以内	普通預金と定期預金 に同じ
納税準備預金		納税に備えるための非課税の預金です。払い戻しは原則として納税に限られます。	入金は自由	1円以上
通知預金		7日以上の一時的な余剰資金を預け入れる場合に便利です。お引出しの2日前までにご連絡ください。	7日以上	1,000円以上
定期預金	期日指定定期	1年据置後、期日が自由に指定でき、元金の一部払い戻しもできます。個人の方限定です。	最長3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	身近な自由金利です。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけ有利です。また、ATMを利用してお預け入れも可能です。	1ヵ月以上5年以内	1円以上
	大口定期	まとまった資金をさらに大きく増やします。確定利回りですので、安全確実です。自動継続のお取扱いもできます。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期	お預け入れ後も6ヵ月毎に金利が変更される預金です。	1年以上3年以内	1円以上
譲渡性預金(NCD)		短期間で高利回りの運用ができ、債権譲渡の方式によって満期日前にいつでも譲渡できる預金です。	14日以上5年以内 満期日指定	5,000万円以上
財形預金			勤労者の財産作りのための預金で、給与、賞与から天引きにより積立てます。次の3種類があります。	
	一般財形預金	使途に制限はありません。	3年以上	1円以上
	財形住宅預金	新築または中古の住宅取得や、増改築を目的とした預金です。元金550万円(財形年金預金と合算)まで、非課税の特典をご利用いただけます。	5年以上	1円以上
	財形年金預金	元利金を年金方式でお受取りいただけます。非課税の特典(財形住宅預金と合わせ元金550万円まで)は、退職後も年金受取り終了まで継続されます。	5年以上	1円以上
定期積金	スーパー積金	生活設計に合わせて毎月お積立いただく積金で、積立期間を自由に選べます。積立期間によって金利が変わります。	6ヵ月～5年以内	100円以上
積立定期預金「みらい」		ご指定の積立日に自動振替を行い、明細毎に期日定期預金を作成します。毎月一定額の積立以外に年2回の指定日における増額や、店頭やATMで任意の金額をいつでも何回でも預入いただけます。	積立期間に定めはありません	1,000円以上

預金保険制度について

預金保険制度は、預金者の保護、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。本制度は、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営主体となっており、当金庫も加盟しております。

≪預金保険で保護される預金等の額は、決済用預金に該当するものは全額保護されます。それ以外の預金等については、1金融機関ごとに、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。≫

(注) 決済用預金とは「無利息・要求払・決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。

当金庫の融資業務方針について

当金庫は、「地域に密着し、地域とともに繁栄する」という経営理念に基づいて信用金庫の公共的使命を踏まえながら、広く中小企業や個人の専門金融機関として、さまざまな金融ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

中小企業に対しては、事業に必要な設備資金や運転資金を、個人に対しては、住宅・教育・自動車購入などの生活向上に役立つための資金を貸出すなど、地域金融機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

個々の融資に際しましては、地域への密度の濃い渉外活動を通じて、さまざまな情報を収集し、お客様の信用状況や事業計

画の妥当性などを十分に検討のうえ、必要に応じて担保をいただいております。

また、全体の運営に際しましては、特定の業種やお客様に偏ることのないよう分散を図りつつ貸出しを行い、バランスのとれた運用配分を築くことにより、貸出資産の健全性を維持・向上していきたいと考えております。

さらに、お客様との取引関係の強化・見直しや、新規お取引の獲得、健全な資金需要の掘り起こしなどにより、良質な貸出資産の積極的な積み上げに努め、健全経営を維持してお客様の信頼にお応えするように努めております。

融資商品(個人向け)のご案内

(令和3年6月現在)

種 類	特 色	融資金額	期 間
カ ー ド ロ ー ン	お使いみちはご自由です。カード1枚で、必要なとき必要なだけお引き出しができます。	10万円以上100万円以内	3年間自動更新
カ ー ド ロ ー ン 「ぎゃっする」	カードでらくらくキャッシング。今までにお取引のない方や主婦、パート、アルバイトの方も利用可能です。	10万円以上900万円以内	3年間自動更新
カ ー ド ロ ー ン 「WITH YOU」	住宅ローン利用者向けのカードローンです。お使いみちはご自由です。カード1枚で、必要なとき必要なだけお引き出しができます。	50万円以上500万円以内	1年間自動更新
教 育 カ ー ド ロ ー ン 「歩夢」	就学者ごとローン専用カードを発行いたします。ご入学金・授業料などの学費や、アパート代等の学生生活に必要な費用にもご利用いただけます。	50万円以上500万円以内	14年9ヵ月以内
カ ー ラ イ フ プ ラ ン	あなたのカーライフプランを応援します。マイカーの購入・買替や車検・修理費のほか免許取得費等にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
カ ー ラ イ フ プ ラ ン 「モア」	あなたのカーライフプランを応援します。マイカーの購入・買替や車検・修理費のほか免許取得費等にもご利用いただけます。また、クリーンエネルギー車を購入される方には金利を優遇いたします。	10万円以上500万円以内	8年以内
子 育 て 応 援 プ ラ ン	出産、子育て、小学校入学準備にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
教 育 プ ラ ン	ご入学金や授業料など学校に納める学費のほか、学生の方の住居に関する費用にもご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
極 度 型 奨 学 ロ ー ン	ご入学金、授業料、仕送り資金等タイムリーにご利用いただけます。	300万円以内	12年6ヵ月以内
リ フ ォ ー ム プ ラ ン	住宅の増改築・車庫・門扉・塀の設備改修、その他植樹造園工事資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
住 宅 ロ ー ン	豊かな暮らしづくりを応援するため、マイホームの新築・購入はもちろんリフォームや居住用住宅地購入にご利用いただけます。固定金利型・変動金利型・固定金利選択型等ご自由に選んでいただけます。	8,000万円以内	35年以内
フ ラ ッ ト 3 5	住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した最長35年間の長期固定金利型住宅ローンです。	100万円以上8,000万円以内	15年以上 35年以内
フ リ ー ロ ー ン 「快速なんでも応援団」	お使いみちはご自由です。個人事業主の方も事業資金等にご利用いただけます。また、借換資金(当金庫ローン商品の借換も可能)、法人等への転貸資金も対象となります。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
フ リ ー ロ ー ン 「アドバンテージ」	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。今までにお取引のない方もご利用可能です。	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内
職 域 フ リ ー ロ ー ン 「アシスト」	当金庫との職域契約事業所にお勤めの方に限定で、お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。今までにお取引のない方もご利用可能です。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
フ リ ー ロ ー ン 「あるプラス」	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。今までにお取引のない方もご利用可能です。	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内

主な商品・サービスのご案内 Service

(令和3年6月現在)

融資商品(個人向け)のご案内

種 類	特 色	融資金額	期 間
ブライダルハッピーローン	披露宴費用、貸衣装代などの結婚式費用、新居に入居するための敷金、礼金、引越費用等にご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
介護ローン	申込人的ご親族のための介護用機器の購入、老人ホームの入居一時金等にご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
長野県がん先進医療ローン	がんの先進医療を受ける方やご家族の経済的な負担を軽減することにより、がん治療の選択肢を拡大させ、より多くの県民ががんの先進医療を受けることが出来るよう、長野県から指定を受けた専用ローンです。	300万円以内	3ヵ月以上 7年以内

融資商品(事業資金)のご案内

種 類	特 色
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の割引をいたします。 手形貸付……仕入資金、短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付……設備資金など長期資金が必要なときにご融資いたします。 当座貸越……契約金額まで当座決済資金をご融資いたします。 でんさい割引……電子記録債権の割引をいたします。
事業者カードローン	事業に必要な設備資金・運転資金をスピーディーにご用立てする便利なカードローンです。
しんきん法人会ローン	伊那法人会会員のみなさまに身近な資金パートナーとして運転資金をご融資いたします。
商工貯蓄共済幹旋融資	商工貯蓄共済に6ヵ月以上加入されている方にご利用いただけます。
緊急支援資金	経営環境の悪化に伴い事業活動に影響(売上高の減少、売上高に対する売上原価・経費の割合が増加等)を受けている法人および個人事業者の方にご利用いただけます。
新型コロナウイルス感染症対応特別融資	新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、事業活動への影響を受けている、または受ける恐れがある(売上高の減少)法人および個人事業主の方にご利用いただけます。
私 募 債 引 受	当金庫所定の要件を満たす会社法上の株式会社、有限会社、合同会社、合資会社の社債の発行にご利用いただけます。

主な代理業務のご案内

政府系金融機関等	特 色
独立行政法人 住宅金融支援機構	個人住宅取得等に関わる資金として全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】をご利用いただけます。 (リフォームのための資金にはご利用できません)
株式会社 日本政策金融公庫	次の融資がご利用いただけます。 ・国民一般向けの事業資金、国の教育ローン等。 ・生活衛生関係営業向けの生活衛生資金。 ・中小企業向けの事業資金。
独立行政法人 福祉医療機構	社会福祉事業施設の整備事業について、福祉医療機構と金融機関が連携して融資を行う協調融資制度があります。現在、年金(共済年金を除く)の支給をお受けになっているみなさまは、年金担保融資がご利用いただけます。
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業の経営安定を図るために国が準備した共済制度「小規模企業共済」、「経営セーフティ共済」のお申込みを受け付けています。 小規模企業共済の契約者のみなさまには納付した掛金の範囲内での貸付がご利用いただけます。
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	安全・確実・有利な国の退職金制度「中小企業退職金共済」のお申込みを受け付けています。
信 金 中 央 金 庫	アルプス中央信用金庫の会員であれば、個人・法人を問わずにご利用いただけます。

各種業務・サービスのご案内

種 類	特 色
公 共 料 金 等 の 自 動 支 払 い サービス	電気料・電話料・ガス代・NHK受信料・水道料・下水道料・国税・地方税・社会保険料・国民年金保険料・クレジットカードによるお買物代金の支払い等、一度お手続きいただければ後はご指定の口座から自動的にお支払いします。
年 金 ・ 配 当 金 等 の 自 動 受 取 サービス	厚生年金・国民年金や株式配当金等がお客様の口座へ自動的に振り込まれます。
給 与 振 込 サービス	毎月の給与や賞与がお勤め先から自動的にご指定の預金口座へ振り込まれます。安全で早くて便利です。
夜 間 金 庫 サービス	会社や商店の売上代金等をその日のうちに安全に保管いたします。年中無休のうえ営業時間終了後にもご利用いただけます。
貸 金 庫 サービス	預金証書、実印、株券、宝石、貴金属、権利書等の重要書類や貴重品を金庫室に保管し、盗難や災害からお守りいたします。(※1)
キャッシュカードサービス	しんきんキャッシュカードがあれば、ご預金のお預け入れもお引出しも印鑑や通帳はいりません。窓口閉店後もお取扱いしており、しかも全国ネットですので大変便利です。

●各種業務・サービスのご案内

クレジットカードサービス	しんきんVisaカード、しんきんJCBカード、アメリカン・エクスプレスカードのお取扱いをしております。それぞれ個人向けカードと法人・個人事業主向けカードがあり、ETCカードの付帯も可能です。また、しんきんカード加盟店のお取次ぎもいたします。
キャッシュレスサービス	QRコードを利用するスマホ決済サービスの加盟店のお取次ぎをいたします。
しんきん通帳アプリ	いつでもどこでも入出金明細や、残高をスマートフォンで確認ができ、ご利用手数料も無料です。
しんきんATMゼロネットサービス	ゼロネットサービス提携の全国信用金庫のカードをご利用の場合、平日8:45～18:00までの入出金手数料及び土曜日9:00～14:00までの出金手数料が全国どこの信用金庫でも無料でご利用いただけます。
ぐるっと信州ネット	県内6信用金庫と八十二銀行の「ぐるっと信州ネット」の表示のあるATMであれば、平日8:45～18:00まで相互のお引出し手数料が無料となります。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュサービスがデビットカードとしてそのままご利用いただけます。J-Debitお取扱店でのご利用代金がお客様の口座から即時に決済されますので、大金を持ち歩かずに安心してお買物ができます。
内国為替サービス	当金庫の本店はもちろん全国各地の信用金庫や銀行へのお振込や、小切手・手形等のお取立てを確実にかつスピーディーにお取扱いいたします。
定額自動送金サービス	学費や家賃・駐車場料金等を毎月一定日に同一振込先に対して一定金額を振込む場合、1回の手続きによりご依頼人の預金口座からご指定の口座へお振込みいたします。
あるしんファームバンキングサービス	会社や自宅にてご指定の預金口座から当金庫あるいは他金融機関にある預金口座へ振替、振込ができる便利なサービスです。
あるしんテレフォン・ファクシミリサービス	ご契約口座に対するお取引明細情報をご使用機器へ通知、またはご使用機器から照会が行えます。
ファクシミリ振込サービス	これまで窓口にお持ちいただいていた総合振込・給与振込を、お手持ちのFAXから送信していただくだけで振込指定日にお振込みいただけます。
個人インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンを使用して残高照会・お振込・入出金明細照会がご利用いただけます。サービス利用口座に入出金があった場合、お取引件数をメールでお知らせいたします。
法人インターネットバンキング	インターネットの接続可能なオフィスのパソコンによる簡単な操作で、残高照会やお振込などがご利用いただけます。ビジネスの効率化にぜひお役立てください。
でんさいサービス	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。インターネット等を通じて債権等を電子記録することにより、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができ、企業にとっても様々なメリットがございます。
外貨両替サービス	外国通貨(米ドル)との両替を本店営業部・赤穂営業部にてお取扱いいたします。海外へお出かけの際などにご利用ください。
休日ローン・年金相談会	ローン相談は、毎週土曜日および日曜日の10:00～17:00時まで本店営業部内の「しんきんローンセンター」にて、年金相談は、毎月第3日曜日の9:00～16:00まで、本店営業部にて開催しております。
年金相談サービス	毎月専門の相談員により、年金相談会を開催しております。開催店・時間以外での随時のご相談も歓迎いたします。事前予約により、当金庫専任の社会保険労務士の相談も受けられます。
toto(スポーツ振興くじ)当せん金払戻し業務	平日9:00～15:00の営業時間中、当金庫本店営業部・赤穂営業部の窓口にてtoto(サッカーくじ)の当せん金の払戻しをご利用いただけます。
生命保険窓口販売業務	全店で個人年金保険、がん保険、医療保険、一時払終身保険、定期保険、所得補償保険のお取扱いをしております。
損害保険窓口販売業務	全店で住宅ローン関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」、海外旅行保険「しんきんグッドパスポート」、債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」、傷害保険「標準傷害保険(基本プラン、キッズプラン)」、業務災害補償保険「ビジネスプラン」「ビジネスJネクスト」、事業性保険「ビジネスプロテクター」のお取扱いをしております。
共済窓口販売業務	全店で傷害共済、業務上災害共済のお取扱いをしております。
国債窓口販売業務	中期国債、長期国債、個人向け国債のお取扱いをしております。
投資信託窓口販売業務	お客様の幅広い資産運用のニーズにお応えするため、全店で投資信託の窓口販売業務をおこなっています。毎月指定された日に一定額の買付ができる便利な『あるしん投信自動積立サービス』もご利用いただけます。(※2)

(※1)貸金庫サービス取扱店

本店営業部	TEL.0265(72)4171
アルプス支店(自動方式)	TEL.0265(81)1311
辰野支店	TEL.0266(41)0005
高遠支店	TEL.0265(94)2133
竜東支店	TEL.0265(73)3172

(※2)投資信託窓口販売お取扱商品

商 品 名	自動積立サービス利用	つみたてNISA対応商品
しんきんインデックスファンド225 (しんきんアセットマネジメント投信)	○	
しんきん好配当利回り株ファンド(しんきんアセットマネジメント投信)	○	
ダイワ・バリュート株・オープン[底力](大和証券投資信託)	○	
しんきんJリートオープン(しんきんアセットマネジメント投信)	○	
しんきん公共債ファンド[40-11加](しんきんアセットマネジメント投信)	○	
ニッセイ/パトナム・インカムオープン(ニッセイアセットマネジメント)	○	
しんきん3資産ファンド(しんきんアセットマネジメント投信)	○	
しんきんグローバル6資産ファンド(しんきんアセットマネジメント投信)	○	
しんきん世界アロケーションファンド[しんきんラップ(安定型)](しんきんアセットマネジメント投信)	○	
たわらノーロード 日経225(アセットマネジメントOne)	○	○
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり)(アセットマネジメントOne)	○	○
たわらノーロード バランス(8資産均等型)(アセットマネジメントOne)	○	○

主な手数料のご案内 Service

手数料には消費税10%相当額が含まれております(令和3年6月現在)

為替手数料

種 類			同一店舗内	当金庫本支店	県内信金		県外信金・他行・ゆうちょ銀行	
振込手数料 (1件)	窓口利用	5万円未満	110円	220円	電信・文書	330円	電信・文書	660円
		5万円以上	330円(※1)	440円	電信・文書	550円	電信・文書	880円
	機器利用 (※2)	5万円未満	無 料	110円	110円		440円	
		5万円以上	無 料	330円	330円		660円	
	機器利用 (※3)	5万円未満	無 料	無 料	110円		220円	
		5万円以上	無 料	無 料	330円		440円	
代金取立手数料(※4)			無 料	無 料	660円		至急扱	880円
							普通扱	660円
送金手数料			440円		660円			
振込・送金組戻手数料			1件につき		660円			
取立手形等組戻手数料			1通につき		660円			
不渡手形の返却料			1通につき		660円			

(※1) 当金庫会員の方および振替による場合の振込手数料は110円となります。

(※2) ATM振込、資金移動システム、FAX振込サービス、データ伝送システム、アンサーWEB、法人インターネットバンキング、旧モバイルバンキングをご利用の場合です。

(※3) 個人インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合です。

(※4) 相手金融機関が伊那手形交換所内他行につきましては440円(至急扱880円)となります。

(注) 時間外にキャッシュカードをご利用の上お振込をされる場合は、「振込手数料」とは別に「時間外(出金)手数料」がかかります。

◆視覚障がいをお持ちのお客さまが窓口でお振込をされる場合、同一店内あてはお振込金額にかかわらず無料、それ以外は上記金額より一律220円引きとなります。

(店頭にて「身体障害者手帳」をご提示ください。)

ATM利用手数料

		出 金			入 金		
金融機関別		当金庫及び 全国信用金庫のカード(ゼロネットサービス)でのご利用の場合 (1回につき)	八十二銀行の カードでのご利用 の場合 (1回につき)	全国信用金庫 及び八十二銀行以外の 金融機関のカード でのご利用の場合 (1回につき)	当金庫口座への 入金	当金庫以外の 全国信用金庫 (ゼロネットサービス)への入金 (1回につき)	全国信用金庫以外の 金融機関のカード でのご利用の場合 (1回につき)
営業時間							
平 日	8:00~ 8:45	110円	110円	220円	無 料	110円	220円
	8:45~18:00	無 料	無 料	110円		無 料	110円
	18:00~21:00	110円	110円	220円		110円	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	110円	110円	無 料	無 料	110円
	14:00~19:00	110円		220円		110円	220円
日曜日・祝日	9:00~19:00	110円	110円	220円	無 料	110円	220円

自動機器関係手数料

項 目	新規契約料	基本料金(月額)
アンサーシステム	—	1,100円
FAX振込サービス	5,500円	1,100円
ファームバンキングサービス(データ伝送システム)	11,000円	1,100円
アンサーWEB	1,100円	110円
(旧)モバイルバンキング	1,100円	110円
法人インターネットバンキング	1,100円	1,100円
個人インターネットバンキング・モバイルバンキング	無 料	無 料
ファームバンキングサービスサポート	出張料(1回)5,500円	
マルチペイメントネットワーク	無 料	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	無 料	無 料

各種証明書発行手数料

残高証明書発行手数料			
当金庫 制信用紙	自動発行	1通	440円
	都度発行(基準日指定)	1通	440円
	都度発行	1通	660円
お客様指定の用紙		1通	1,100円
監査法人からのご依頼		1依頼書	3,300円
その他の証明書発行手数料			
融資証明書		1通	3,300円
住宅取得資金年末残高証明書		1通	660円
その他証明書		1通	660円

融資関係手数料

新規融資実行に係る手数料			
手形貸付用紙代		1枚	55円
証書貸付用紙代		1組	220円
ローンカード発行手数料			
あるしんローンカード		1枚	無 料
マル保付事業者カードローン(オーナーズカード)		1枚	1,650円
住宅ローン事務取扱手数料			
新規申込	保証人付	1件	55,000円
	(一社)しんさん保証基金	1件	38,500円
	(株)全国保証(保証料分割)	1件	38,500円
	(株)全国保証(保証料一括)	1件	93,500円
借入条件変更手数料		1件	5,500円
一部繰上返済手数料(返済額を減額される場合)		1件	5,500円
全部繰上返済手数料(期日前返済)		1件	16,500円

再発行手数料

預金通帳・証書	1通	1,100円
キャッシュカード	1枚	1,100円
ローンカード 個人・法人	1枚	1,100円
債務完済証書・抵当権解除証書	1件	1,100円
貸金庫カード(変更・再発行)	1枚	1,100円

交付手数料

小切手帳	1冊 (50枚綴)	署名判印刷 無	880円
		署名判印刷 有	990円
約束手形帳	1冊 (50枚綴)	署名判印刷 無	1,210円
		署名判印刷 有	1,320円
為替手形帳	1冊 (50枚綴)	署名判印刷 無	1,210円
		署名判印刷 有	1,320円
為替手形用紙	1枚	支払場所白地	55円
署名判印刷サービス		新規登録料	5,500円
		登録変更手数料	3,300円
マル専口座	1通	割賦販売通知書	3,300円
	1枚	マル専手形用紙	880円

あるしん振替サービス手数料

項 目		新規契約料
口座振替	都度振替	5,500円
	定時定額	
振 込	総合振込	無 料
	定時定額	220円

※処理手数料は別途必要となります。

貸金庫手数料

種 類		年 間	3ヶ月以内短期
一般の貸金庫		5,500円	2,200円
自動貸金庫	A型	5,500円	2,200円
	B型	8,800円	3,300円
	C型／全自動1種	13,200円	4,400円
	D型／全自動2種	22,000円	6,600円
	E型	44,000円	

両替取扱手数料

種 類	枚 数	手数料
ご希望金種の 合計枚数	1～100枚	無 料
	101～1,000枚	330円
	1,001枚以上	千枚毎に330円を加算
定額料金方式 1ヶ月		13,200円

でんさいネット手数料

項 目		インターネット	窓 口
ご利用基本手数料		無 料	
発生記録(でんさいの発生)	当金庫宛	330円	660円
	他行宛	550円	880円
譲渡記録	譲渡記録	当金庫宛	165円
		他行宛	330円
	分割譲渡記録	当金庫宛	330円
		他行宛	550円
開示記録	通常開示	無 料	550円
	特例開示		2,750円
変更記録	通常変更	165円	715円
	特殊な場合の変更		1,650円
保証記録	譲渡記録を伴わない単独保証	165円	715円
決済事務手数料(でんさいの入金)		220円(本支店間は無料)	
支払等記録(でんさいの決済)		165円	715円
残高証明書発行		1,650円	3,960円
パスワード再発行			660円
異議申立手数料			3,300円

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



機能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

概要(2021年3月末現在)

- 証券コード 8421(東証上場)
- 資金量 35兆円
- 役職員数 1,248人
- 拠点数 国内14店舗
海外 6拠点



2021 資料編

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る
内部監査等について適正性、有効性等を確認しております。

令和3年6月25日

アルプス中央信用金庫

理事長 吉澤 祥文

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限
責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
(資産の部)		
現金	6,629,221	5,564,969
預 け 金	114,413,335	124,441,145
買 入 金 銭 債 権	957,984	895,133
金 銭 の 信 託	1,000,179	1,100,034
有 価 証 券	83,618,757	83,461,100
国 債	7,022,860	9,354,140
地 方 債	15,724,294	16,431,157
社 債	35,368,375	37,261,060
株 式	1,515,358	1,687,024
そ の 他 の 証 券	23,987,867	18,727,718
貸 出 金	127,460,041	131,234,368
割 引 手 形	1,227,360	866,413
手 形 貸 付	9,274,039	7,395,097
証 書 貸 付	108,400,460	115,931,924
当 座 貸 越	8,558,180	7,040,933
そ の 他 資 産	1,936,509	1,895,093
未 決 済 為 替 貸	48,051	46,169
信 金 中 金 出 資 金	1,484,900	1,484,900
未 収 収 益	194,126	188,550
そ の 他 の 資 産	209,431	175,473
有 形 固 定 資 産	2,935,239	2,655,512
建 物	1,690,977	1,546,946
土 地	762,327	677,254
リ ー ス 資 産	200,154	133,228
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	281,780	298,082
無 形 固 定 資 産	104,071	122,229
ソ フ ト ウ ェ ア	15,559	33,717
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	88,511	88,511
前 払 年 金 費 用	22,790	57,925
繰 延 税 金 資 産	85,894	64,299
債 務 保 証 見 返	724,234	1,035,298
貸 倒 引 当 金	△ 4,971,838	△ 4,917,352
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,881,237)	(△ 4,786,438)
資 産 の 部 合 計	334,916,420	347,609,757

(単位:千円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	319,731,068	332,067,451
当 座 預 金	6,340,054	6,778,460
普 通 預 金	124,027,898	139,266,453
貯 蓄 預 金	2,874,087	3,006,586
通 知 預 金	740,384	500,120
定 期 預 金	167,645,350	164,784,770
定 期 積 金	15,804,147	15,233,147
そ の 他 の 預 金	2,299,146	2,497,912
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	368,000	281,800
そ の 他 負 債	653,573	539,044
未 決 済 為 替 借	85,291	63,775
未 払 費 用	108,171	101,067
給 付 補 填 備 金	20,348	14,788
未 払 法 人 税 等	5,611	5,614
前 受 収 益	68,885	62,998
払 戻 未 済 金	13,187	13,198
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	82,799	88,121
リ ー ス 債 務	200,154	133,228
資 産 除 去 債 務	16,082	15,256
そ の 他 の 負 債	53,039	40,994
賞 与 引 当 金	73,253	73,329
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85,091	77,899
睡眠預金払戻損失引当金	22,567	19,513
偶 発 損 失 引 当 金	95,763	87,056
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	724,234	1,035,298
負 債 の 部 合 計	321,753,551	334,181,394
(純資産の部)		
出 資 金	1,043,511	1,030,312
普 通 出 資 金	1,043,511	1,030,312
利 益 剰 余 金	11,775,722	12,023,524
利 益 準 備 金	1,102,299	1,102,299
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,673,422	10,921,224
特 別 積 立 金	10,250,000	10,600,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	423,422	321,224
処 分 未 済 持 分	△ 24,196	△ 25,577
会 員 勘 定 合 計	12,795,037	13,028,259
その他有価証券評価差額金	367,832	400,103
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	367,832	400,103
純 資 産 の 部 合 計	13,162,869	13,428,363
負債及び純資産の部 合 計	334,916,420	347,609,757

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	3,892,958	3,962,160
資金運用収益	3,137,189	3,079,917
貸出金利息	1,920,754	1,861,172
預け金利息	127,100	126,720
有価証券利息配当金	1,049,398	1,048,768
その他の受入利息	39,935	43,255
役務取引等収益	438,504	462,685
受入為替手数料	214,411	204,965
その他の役務収益	224,093	257,719
その他業務収益	58,605	65,677
国債等債券売却益	36,292	31,356
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	22,313	34,321
その他経常収益	258,658	353,879
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	245	222
株式等売却益	190,487	264,069
金銭の信託運用益	31,703	58,491
その他の経常収益	36,221	31,095
経 常 費 用	3,505,620	3,460,766
資金調達費用	48,473	42,165
預金利息	38,621	34,373
給付補填備金繰入額	9,006	7,054
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	437	307
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	407	429
役務取引等費用	333,718	333,780
支払為替手数料	72,017	66,745
その他の役務費用	261,700	267,035
その他業務費用	33,204	225,524
国債等債券売却損	83	—
国債等債券償還損	31,071	22,940
国債等債券償却	—	199,677
その他の業務費用	2,048	2,906
経 費	2,813,401	2,766,488
人件費	1,658,017	1,665,202
物件費	1,093,926	1,044,022
税金	61,457	57,264
その他経常費用	276,822	92,807
貸倒引当金繰入額	188,927	44,220
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	2,309
株式等償却	22,504	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	4,727
その他の経常費用	65,390	41,549
経 常 利 益	387,337	501,393

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
特 別 利 益	38	86
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	38	86
特 別 損 失	23,366	206,918
固定資産処分損	1,926	13,115
減損損失	21,440	193,803
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	364,009	294,561
法人税、住民税及び事業税	5,724	5,662
法人税等調整額	15,547	20,310
法人税等合計	21,272	25,972
当期純利益	342,736	268,588
繰越金(当期首残高)	80,686	52,636
当期末処分剰余金	423,422	321,224

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	423,422,833	321,224,567
剰 余 金 処 分 額	370,786,782	270,067,503
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金(※)	20,786,782	10,067,503
特別積立金	350,000,000	260,000,000
繰越金(当期末残高)	52,636,051	51,157,064

※普通出資に対する配当率は(令和元年度2%、令和2年度1%)
となっております。

●貸借対照表に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主に定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～65年	その他	2年～65年
-----	--------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき必要と認める額を計上しております。ただし、破綻懸念先のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、過去3年間の回収実績をもとに今後3年間の回収可能見込額を見積り、債権額から当該回収可能見込額と担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを約定利子率で割りいた額と担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業路店及び融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することとしております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 …… その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 …… 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△ 142,668百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）

	0.2195%
--	---------
- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 189,351百万円及び別途積立金 46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 41百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,917百万円
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
 - 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測は極めて困難であり、不確実性を有しているため、収束時期によっては損失額が増減する可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 …… 1,421百万円
- 子会社の株式の総額 …… 20百万円
- 子会社に対する金銭債務総額 …… 24百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 …… 5,430百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,729百万円、延滞債権額は 8,107百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当なしであります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,019百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,856百万円であります。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は866百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	303百万円
	預け金	500百万円
担保資産に対応する債務	預金	423百万円
	借入金	1百万円

上記のほか、為替決済、当座貸越契約等の取引の担保として、定期預金7,071百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金9百万円及び敷金32百万円が含まれております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私算(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は750百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額 6,682円53銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用審議会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、事業推進目的で保有している株式は、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び余資運用審議会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、6,168百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	124,441	124,635	194
(2)金銭の信託	1,100	1,100	—
(3)有価証券	83,341	83,340	△0
満期保有目的の債券	2,050	2,049	△0
その他の有価証券	81,291	81,291	—
(4)貸出金(*1)	131,234		
貸倒引当金(*2)	△ 4,915		
	126,319	130,406	4,086
金 融 資 産 計	335,201	339,482	4,280
(1)預金積金(*1)	332,067	332,215	147
(2)借入金(*1)	281	282	0
金 融 負 債 計	332,349	332,497	148

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については34.に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

業績のご報告 Data

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	20
非上場株式(*1)	72
組合出資金(*2)	26
信金中金出資金	1,484
合 計	1,604

(*1)子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	400	414	14
	小 計	400	414	14
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	750	750	—
	その他	900	885	△14
	小 計	1,650	1,635	△14
合 計		2,050	2,049	△0

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,286	747	538
	債 券	36,505	36,111	393
	国 債	4,779	4,694	84
	地方債	11,278	11,171	107
	社 債	20,447	20,246	201
	その他	7,735	7,536	199
	小 計	45,527	44,396	1,130
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	307	334	△ 26
	債 券	25,791	26,025	△ 234
	国 債	4,574	4,648	△ 73
	地方債	5,152	5,166	△ 14
	社 債	16,063	16,210	△ 146
	その他	9,665	10,027	△ 362
	小 計	35,764	36,388	△ 624
合 計		81,291	80,784	506

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	516	203	2
債 券	3,286	31	—
国 債	209	3	—
地方債	1,459	10	—
社 債	1,616	17	—
その他	755	61	—
合 計	4,558	295	2

33. 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、199百万円(うち、社債199百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- ・時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合
- ・時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落しており、かつ回復可能性の判断基準に照らし、回復の見込みがないと判定される場合

34. 運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,100	0

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,320百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,920百万円あります。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,182百万円
有価証券有税償却額	90百万円
税務上の繰越欠損金	1,968百万円
その他	305百万円
繰延税金資産小計	3,546百万円
評価性引当額	△ 3,374百万円
繰延税金資産合計	171百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	106百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	107百万円
繰延税金資産の純額	64百万円

37. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

●損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による費用総額……………35,635千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額……………132円51銭
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

地 域	用 途	種 類	減損損失
駒ヶ根市	営業用店舗1店舗	土地、建物	134,323
上伊那郡	営業用店舗3店舗	土地、建物 その他の有形固定資産	59,480

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産については各資産を、グルーピングの単位としております。本部、倉庫等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループ4ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 193,803千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

主要な経営指標の推移

業務粗利益

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	3,088,816	3,037,852
資金運用収益	3,137,189	3,079,917
資金調達費用	48,373	42,065
役務取引等収支	104,786	128,904
役務取引等収益	438,504	462,685
役務取引等費用	333,718	333,780
その他の業務収支	25,401	△ 159,846
その他業務収益	58,605	65,677
その他業務費用	33,204	225,524
業務粗利益	3,219,003	3,006,910
業務粗利益率	0.99%	0.89%

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(令和元年度100千円 令和2年度100千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定 平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	578,273	228,791
実質業務純益	419,010	269,105
コア業務純益	413,873	460,366
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	163,639	164,468

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け開示しております。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位:平均残高(百万円) 利息(千円) 利回り(%))

	平均残高		利 息		利 回 り	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	322,406	336,787	3,137,189	3,079,917	0.97	0.91
うち貸出金	120,325	128,187	1,920,754	1,861,172	1.59	1.45
うち預け金	114,561	121,842	127,100	126,720	0.11	0.10
うち有価証券	85,470	84,349	1,049,398	1,048,768	1.22	1.24
資金調達勘定	314,768	328,402	48,373	42,065	0.01	0.01
うち預金積金	315,316	329,033	47,628	41,428	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	371	285	437	307	0.11	0.10

(注) 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(令和元年度162百万円 令和2年度167百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度1,000百万円 令和2年度1,002百万円)及び利息(令和元年度100千円 令和2年度100千円)を、それぞれ控除して表示しております。

主要な経営指標の推移

受取利息及び支払利息の増減 (単位:千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	268	110,092	110,360	174,836	△ 232,107	△ 57,271
うち 貸 出 金	△ 10,692	△ 85,685	△ 96,377	171,436	△ 231,017	△ 59,581
うち 預 け 金	△ 304	8,595	8,291	882	△ 1,261	△ 379
うち 有 価 証 券	11,266	185,435	196,701	2,518	△ 3,147	△ 629
支 払 利 息	△ 1,441	△ 35,144	△ 36,585	△ 6,259	△ 48	△ 6,307
うち 預 金 積 金	205	△ 33,060	△ 32,855	△ 6,200	0	△ 6,200
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	△ 1,654	△ 2,088	△ 3,742	△ 93	△ 37	△ 130

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

総資産利益率 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.11	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 利 回 (A)	0.97	0.91
資 金 調 達 原 価 率 (B)	0.90	0.84
総 資 金 利 鞘 (A)-(B)	0.07	0.07

預貸率・預証率 (単位:%)

		令和元年度	令和2年度
預 貸 率	期 中 平 均	38.16	38.95
	期 末	39.86	39.52
預 証 率	期 中 平 均	27.10	25.63
	期 末	26.15	25.13

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$ 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預金科目別平均残高 (単位:百万円)

				令和元年度	令和2年度
当 座 預 金				5,561	6,855
普 通 預 金				122,545	136,503
貯 蓄 預 金				2,879	2,971
通 知 預 金				74	76
定 期 預 金				168,346	167,062
譲 渡 性 預 金				—	—
定 期 積 金				14,987	14,641
そ の 他				920	922
合 計				315,316	329,033

主要な経営指標の推移

固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高 (単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
固定金利定期預金	166,542	163,733
変動金利定期預金	1,101	1,051
その他の	—	—
合計	167,645	164,784

貸出金科目別平均残高 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
割引手形	1,237	953
手形貸付	9,116	7,879
証書貸付	102,525	112,631
当座貸越	7,445	6,722
合計	120,325	128,187

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
変動金利	42,964	39,979
固定金利	81,298	91,255
合計	124,262	131,234

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	令和2年3月末		令和3年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	2,747	13	2,277	20
有価証券	66	—	90	—
動産	—	—	—	—
不動産	14,606	8	13,907	7
その他の	—	—	—	—
計	17,420	22	16,276	28
信用保証協会・信用保険	27,545	—	37,256	—
保証	6,038	11	5,513	9
信用	76,455	690	72,188	996
合計	127,460	724	131,234	1,035

主要な経営指標の推移

貸出金使途別内訳 (単位:百万円、%)

				令和2年3月末		令和3年3月末	
				残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金				55,331	43.4	53,929	41.0
運 転 資 金				72,128	56.5	77,304	58.9
合 計				127,460	100.0	131,234	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円)

				令和2年3月末	令和3年3月末
消 費 者 ロ ー ン				12,328	9,283
住 宅 ロ ー ン				22,521	22,667
合 計				34,849	31,951

(注) 消費者ローン残高について、個人の先数を見直した結果減少しております。

貸出金業種別内訳 (単位:百万円、%)

業種区分	令和2年3月末			令和3年3月末		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	422	20,690	16.2	474	20,580	15.6
農 業 、 林 業	26	405	0.3	30	381	0.2
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	1	3	0.0	1	10	0.0
建 設 業	310	8,985	7.0	387	10,490	7.9
電気・ガス・熱供給・水道業	14	830	0.6	17	874	0.6
情 報 通 信 業	9	504	0.3	12	562	0.4
運 輸 業 、 郵 便 業	35	1,683	1.3	46	2,176	1.6
卸 売 業 、 小 売 業	315	9,702	7.6	362	9,442	7.1
金 融 業 、 保 険 業	12	6,901	5.4	16	7,571	5.7
不 動 産 業	96	7,425	5.8	125	9,167	6.9
物 品 賃 貸 業	2	21	0.0	2	67	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	19	289	0.2	29	385	0.2
宿 泊 業	12	2,308	1.8	20	2,483	1.8
飲 食 業	115	778	0.6	203	1,592	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	51	1,739	1.3	113	2,079	1.5
教 育 、 学 習 支 援 業	7	325	0.2	14	264	0.2
医 療 、 福 祉	70	8,145	6.3	85	7,437	5.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	179	3,552	2.7	241	4,010	3.0
小 計	1,695	74,292	58.2	2,177	79,579	60.6
国・地方公共団体等	14	18,317	14.3	15	19,703	15.0
個 人	8,386	34,849	27.3	7,695	31,951	24.3
合 計	10,095	127,460	100.0	9,887	131,234	100.0

(注1) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
(注2) 個人の先数について、個人に含まれていた個人事業主を各業種区分へ変更の見直しを行った結果減少しております。

主要な経営指標の推移

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	1,497	1,729
延 滞 債 権 額 (B)	9,019	8,107
合 計 (C)=(A)+(B)	10,516	9,837
担 保 ・ 保 証 額 (D)	6,236	4,632
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	4,280	5,205
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	3,422	4,543
保 全 率 (G)=[(D)+(F)]/(C)	91.84%	93.27%

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	232	1,019
合 計 (J)=(H)+(I)	232	1,019
担 保 ・ 保 証 額 (K)	85	278
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	147	740
貸 倒 引 当 金 (M)	17	58
保 全 率 (N)=[(K)+(M)]/(J)	44.19%	33.04%

3. リスク管理債権の合計額 (単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
(C)+(J)	10,749	10,856

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

主要な経営指標の推移

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	令和元年度	10,785	10,049	5,151	4,898	93.17	86.93
	令和2年度	10,884	9,777	4,933	4,844	89.83	81.41
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	5,158	5,158	1,664	100.00	100.00
		令和2年度	5,157	5,157	1,562	100.00	100.00
	危険債権	令和元年度	5,394	4,789	3,401	88.78	69.58
		令和2年度	4,707	4,284	3,091	90.99	73.72
要管理債権	令和元年度	232	101	84	17	43.58	11.70
	令和2年度	1,019	336	278	58	33.01	7.89
正常債権	令和元年度	117,674					
	令和2年度	122,200					
合 計	令和元年度	128,459					
	令和2年度	133,084					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	249	90	—	249	90
	令和2年度	90	130	—	90	130
個別貸倒引当金	令和元年度	5,568	4,881	1,034	4,533	4,881
	令和2年度	4,881	4,786	98	4,782	4,786
合 計	令和元年度	5,817	4,971	1,034	4,782	4,971
	令和2年度	4,971	4,917	98	4,873	4,917

貸出金償却額 (単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

主要な経営指標の推移

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

		令和2年3月末							合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国	債	1,404	2,240	1,235	—	—	2,141	—	7,022
地	債	1,817	6,634	1,645	101	5,525	—	—	15,724
社	債	4,449	12,308	2,404	1,493	8,391	5,304	1,017	35,368
株	式	—	—	—	—	—	—	1,515	1,515
外	証 券	200	101	—	102	1,000	103	1,516	3,024
そ の 他 の 証 券		110	712	310	13,178	4,668	—	1,981	20,963

(単位:百万円)

		令和3年3月末							合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国	債	1,308	1,626	307	—	400	5,711	—	9,354
地	債	3,920	3,629	—	1,515	7,137	227	—	16,431
社	債	7,428	5,388	2,352	2,309	10,100	8,965	715	37,261
株	式	—	—	—	—	—	—	1,687	1,687
外	証 券	100	—	102	202	1,303	—	619	2,327
そ の 他 の 証 券		111	684	1,877	9,268	1,925	—	2,532	16,399

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国	債	7,847	8,729
地	債	15,912	16,613
社	債	30,918	36,574
株	式	1,190	1,271
外	証 券	1,981	3,690
そ の 他 の 証 券		27,619	17,470
合	計	85,470	84,349

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫は令和元年度・令和2年度ともに商品有価証券を有しておりません。

主要な経営指標の推移

有価証券の時価情報

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	100	0	400	414	14
小 計		100	100	0	400	414	14
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	—	750	750	—
	そ の 他	1,000	927	△ 72	900	885	△ 14
小 計		1,200	1,127	△ 72	1,650	1,635	△ 14
合 計		1,300	1,227	△ 72	2,050	2,049	0

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(2)その他の有価証券

(単位:百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式	845	472	373	1,286	747	538
	債 券	39,612	38,995	617	36,505	36,111	393
	国 債	5,625	5,498	127	4,779	4,694	84
	地 方 債	13,533	13,323	210	11,278	11,171	107
	社 債	20,452	20,173	279	20,447	20,246	201
	そ の 他	13,954	13,697	257	6,737	6,559	178
	小 計	54,412	53,165	1,247	44,529	43,419	1,109
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式	622	797	△ 175	307	334	△ 26
	債 券	18,303	18,500	△ 197	25,791	26,025	△ 234
	国 債	1,397	1,401	△ 4	4,574	4,648	△ 73
	地 方 債	2,190	2,200	△ 9	5,152	5,166	△ 14
	社 債	14,715	14,898	△ 183	16,063	16,210	△ 146
	そ の 他	8,903	9,326	△ 423	9,635	9,997	△ 362
	小 計	27,828	28,624	△ 796	35,734	36,358	△ 624
合 計		82,241	81,790	450	80,263	79,777	485

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券、投資信託及びその他の証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

主要な経営指標の推移

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	20	20
非上場株式	27	72
組合出資金	29	26
信金中金出資金	1,484	1,484
合 計	1,562	1,604

金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和元年度		令和2年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
1,000	0	1,100	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

デリバティブ取引の時価情報

当金庫は令和元年度・令和2年度ともにデリバティブ取引はありません。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	145

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」87百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」55百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与

えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

I 自己資本調達の手続の概要

自己資本の構成は別表のとおりであります。当金庫は、会員制度による協同組織金融機関であり、自己資本は、会員の出資金のほか、毎期の剰余金に一部を積み立てた特別積立金等からなっております。

II 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、令和2年度末の自己資本比率では11.06%と国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

III 信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況が悪化し、融資の回収(元金、利息)が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資業務の健全かつ適切な運営により、リスクを適正に把握し、適切な与信構造(ポートフォリオ)等の反映に努めることを基本方針としています。

審査部門は営業推進部門から分離・独立した厳正な審査体制

を整備しています。加えて、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。また、適切な与信構造（ポートフォリオ）の構築に向けて、信用リスク主管部署では大口のお取引先の現況把握や業種別の貸出資産の管理などを行い、その管理状況を毎月常勤理事会及びALM委員会へ報告しています。更に、財務情報に定性情報を加味し総合的に評価した企業格付により、貸出資産について格付区分別の把握・分析を行っています。

また、将来、予想される損失については法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えています。引当の計上方法は将来において平均的に発生しうる損失に備え計上する一般貸倒引当金及び正常債権・要管理先債権以外の債権に対して計上する個別貸倒引当金があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っています。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し貸倒引当金として計上しています。一方、個別貸倒引当金は過去の貸倒実績率をもとにご融資先毎に予想損失額（一定与信額以上の債務者についてはキャッシュフロー法による回収可能額を控除した額）を算出し貸倒引当金として計上しています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の方母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。

さらに標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫では標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4適格格付機関をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

1. 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
2. 株式会社 日本格付研究所（JCR）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

IV 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。

当金庫では、以下の手法を採用しています。

(1) 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

お客さまから担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、相続手続中の預金については対象外にするなど保守的に対応しています。また、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額相殺としています。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

V 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することです。証券化エクスポージャーとは、証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫では有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしています。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて余資運用審議会、ALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、常勤理事会において検討し、最終決定することとしています。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から定期的及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(6)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

1. 株式会社 格付投資情報センター(R&I)
2. 株式会社 日本格付研究所(JCR)
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

VI オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことです。事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、リスク毎主管部署で管理し、特に事務リスク、システムリスクについては重要度の高いリスクと認識しています。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。当金庫では常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としています。多様化、複雑化する業務に適切に対処するとともに想定される事務リスクを未然に回避するため、定期的に事務改善委員会を開催し事務リスク軽減に向けた事務処理の効率化に努めるほか、営業店事務に関する指導を行っています。

システムリスクとは、コンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスクのことです。当金庫では金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としています。業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。従って、誤処理や災害、不正使用等によりシステムが停止した場合には、お客さまからの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることになります。こうした認識のもと、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき適切な管理に努めています。また、毎月、ベンダーとの合同定例ミーティングを開催し、活動内容について常勤役員へ報告しています。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

VII 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、出資や株式等への投資につきましても、市場リスクと同様、経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行いながら適正な収益を確保することを基本方針としています。

市場価格のある株式等については、市場の動きによっては資産価値が減少し損失を被るリスクいわゆる価格変動リスクがあります。当金庫では、保有株式の全銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に対応することとしています。価格変動リスクも金利リスクと同様、余

資運用審議会で管理され、ALM委員会に報告し、定期的に理事会へ報告しています。

価格変動リスクの予想最大損失額は、VaR(バリュー・アット・リスク)によって計測している他、景気シナリオに基づいたストレステストを実施しています。

VIII 金利リスクに関する次に掲げる事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融機資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫では双方ともに、担当部署において定期的に評価・計測を行い、ALM委員会および代表理事へ報告するなど適切なリスク管理に努めております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

1. 開示公告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
 1. 25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
 - 5年
- ・流動性預金への満期の割当て方式及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合計し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提

割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEにつきましては、最大値が1,266百万円増加となりました。
 Δ NIIにつきましては、最大値が156百万円増加となりました。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

現状、 Δ EVEの重要性テスト比率は20%を超過しておりますが、定期的な計測・評価によるリスク管理を実施し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

2. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、VaRを用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。また、BPV(ベシス・ポイント・バリュー)を用いて金利上昇の影響度を定期的に計測しております。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味

VaR	保有期間6ヶ月	観測期間5年	信頼水準99%
BPV	金利ショック幅100bp及び200bp		
リスク計測の頻度 月次			

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,774	13,018
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,043	1,030
うち、利益剰余金の額	11,775	12,023
うち、外部流出予定額(△)	20	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 24	△ 25
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	130
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,864	13,149
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	122
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	108	94
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	22	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	235	275
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,629	12,874
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	114,052	109,847
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,440	△ 1,140
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,440	△ 1,140
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,522	6,542
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	120,575	116,390
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.47%	11.06%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	114,052	4,562	109,847	4,393
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	109,006	4,360	105,665	4,226
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	249	9	229	9
我が国の政府関係機関向け	239	9	239	9
地方三公社向け	62	2	33	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,903	636	14,816	592
法人等向け	48,028	1,921	47,198	1,887
中小企業等向け及び個人向け	21,861	874	21,300	852
抵当権付住宅ローン	1,983	79	1,952	78
不動産取得等事業向け	3,444	137	3,447	137
3ヵ月以上延滞等	193	7	113	4
取立未済手形	9	0	9	0
信用保証協会等による保証付	923	36	1,810	72
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,333	53	1,203	48
出資等のエクスポージャー	1,333	53	1,203	48
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,773	590	13,310	532
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,400	256	5,150	206
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,817	72	1,781	71
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	206	8	190	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,348	253	6,188	247
②証券化エクスポージャー	519	20	355	14
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	519	20	355	14
(うち再証券化)	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,968	238	4,966	198
ルック・スルー方式	5,968	238	4,966	198
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,440	△ 57	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,522	260	6,542	261
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	120,575	4,823	116,390	4,655

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・} \\ \text{リスク相当額(基礎的手法)} \\ \text{の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	313,873	331,999	127,098	131,346	57,695	62,887	—	—	2,409	2,468
国 外	1,500	1,700	—	—	1,500	1,700	—	—	—	—
地 域 別 合 計	315,373	333,699	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—	2,409	2,468
製 造 業	28,209	29,806	21,015	20,916	7,194	8,890	—	—	191	170
農 業 、 林 業	436	413	436	413	—	—	—	—	17	17
鉱業、採石業、砂利採取業	103	110	3	10	100	100	—	—	—	—
建 設 業	10,651	13,170	9,951	12,021	700	1,149	—	—	1,130	1,081
電気・ガス・熱供給・水道業	2,931	2,674	831	874	2,099	1,799	—	—	—	—
情 報 通 信 業	803	1,560	504	562	299	997	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	7,741	9,244	1,749	2,238	5,992	7,005	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	12,183	12,218	9,883	9,718	2,300	2,500	—	—	296	593
金 融 業 ・ 保 険 業	135,248	144,298	5,748	6,593	15,085	13,263	—	—	80	80
不 動 産 業	10,043	12,022	7,644	9,423	2,399	2,598	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	21	67	21	67	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	519	631	319	431	200	200	—	—	—	—
宿 泊 業	2,312	2,485	2,312	2,485	—	—	—	—	116	108
飲 食 業	1,084	1,996	984	1,896	100	100	—	—	2	2
生活関連サービス業、娯楽業	1,875	2,372	1,875	2,372	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	412	348	412	348	—	—	—	—	1	1
医 療 、 福 祉	8,523	7,828	8,523	7,828	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,084	4,733	3,884	4,433	200	300	—	—	338	320
国・地方公共団体等	40,844	45,388	18,321	19,707	22,523	25,681	—	—	—	—
個 人	32,677	29,000	32,677	29,000	—	—	—	—	234	92
そ の 他	14,665	13,324	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	315,373	333,699	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—	2,409	2,468
1 年 以 下	74,659	65,966	28,538	25,412	7,830	12,697	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	55,022	59,600	20,931	22,299	20,977	10,501	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	24,035	23,276	16,866	19,233	5,169	2,749	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	13,899	18,283	12,116	14,220	1,706	4,018	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	32,611	39,534	17,591	20,503	15,012	19,031	—	—		
10 年 超	27,143	35,403	19,645	20,014	7,498	14,889	—	—		
期間の定めのないもの	88,000	91,632	11,407	9,662	1,000	700	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	315,373	333,699	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」については、「貸倒引当金の内訳」と同じ計数になりますので46ページをご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	767	444	444	463	346	—	421	444	444	463	—	—
農 業 、 林 業	2	18	18	22	—	—	2	18	18	22	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,436	1,263	1,263	1,274	94	4	1,342	1,258	1,263	1,274	—	—
情 報 通 信 業	1	2	2	2	—	—	1	2	2	2	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	1,050	1,281	1,281	1,206	—	13	1,050	1,267	1,281	1,206	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	61	61	—	—	61	61	61	61	—	—
不 動 産 業	338	2	2	58	334	—	3	2	2	58	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	0	0	0	2	—	1	0	0	0	—	—
宿 泊 業	343	126	126	128	224	—	118	126	126	128	—	—
飲 食 業	35	28	28	28	—	—	35	28	28	28	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	787	954	954	984	—	—	787	954	954	984	—	—
教育、学習支援業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
医 療 、 福 祉	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
その他のサービス	344	331	331	324	—	4	344	327	331	324	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	388	359	359	226	32	76	356	282	359	226	—	—
合 計	5,568	4,881	4,881	4,786	1,034	98	4,533	4,782	4,881	4,786	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	100	114,876	1,001	122,398
10%	—	14,130	—	22,805
20%	69,400	358	77,183	211
35%	—	5,667	—	5,579
50%	25,647	2,329	31,858	2,430
70%	2,001	—	—	—
75%	—	21,239	—	20,110
100%	6,500	51,297	6,502	45,631
150%	—	44	—	17
250%	—	1,904	—	1,573
1,250%	—	—	—	—
合 計	103,650	211,848	116,545	220,757

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,770	3,183	16,825	18,142	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,159	—	986	—
リ ー ス 料 ・ 割 賦 債 権 等	1,159	—	986	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
1 5 % ~ 5 0 % 未 満	730	—	928	—	10	—	12	—
5 0 % ~ 1 0 0 % 未 満	428	—	58	—	10	—	1	—
合 計	1,159	—	986	—	20	—	14	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

(5)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,468	1,468	1,594	1,594
非 上 場 株 式 等	1,562	—	1,604	—
合 計	3,030	—	3,198	—

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	149	203
売 却 損	—	2
償 却	22	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	220	511

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません

(6)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,539	17,602
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(7)金利リスクに関する事項 (単位: 百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,168	4,902	604	448
2	下方パラレルシフト	0	0	7	2
3	スティープ化	5,798	4,706		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,168	4,902	604	448
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		12,874		12,629	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結情報

当金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、連結子会社等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、物品等の運搬・保守管理の金融サービスを提供しております。

アルプス中央信用金庫

国内

本店ほか支店 20

連結子会社等 1社
あるしんビジネスサービス(株)

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結子会社等の状況

令和3年3月31日現在

会社名	あるしんビジネスサービス株式会社
所在地	長野県伊那市荒井3438番地1
設立年月日	平成6年12月27日
資本金	2,000万円
当金庫の株式等の所有割合	100.0%
子会社等の株式等の所有割合	—
主要事業内容	現金、貴重品等の運搬及び 用度品、物品等の運搬、管理
組織の構成	社長1名、一般社員9名、合計10名

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
(資産の部)		
現金及び預け金	121,042	130,006
買入金銭債権	957	895
金銭の信託	1,000	1,100
商品有価証券	—	—
有価証券	83,598	83,441
貸出金	127,460	131,234
外国為替	—	—
その他資産	1,936	1,895
有形固定資産	2,935	2,655
無形固定資産	104	122
退職給付に係る資産	22	57
繰延税金資産	85	64
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	724	1,035
貸倒引当金	△ 4,971	△ 4,917
その他の引当金	—	—
資産の部 合計	334,896	347,589

(単位:百万円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
(負債の部)		
預金積金	319,710	332,045
譲渡性預金	—	—
借入金	368	281
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	651	537
賞与引当金	73	73
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	—	—
役員退職慰労引当金	85	78
その他の引当金	118	106
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	724	1,035
負債の部 合計	321,730	334,158
(純資産の部)		
出資金	1,043	1,030
利益剰余金	11,779	12,027
処分未済持分	△ 25	△ 26
会員勘定合計	12,797	13,031
その他有価証券評価差額金	367	400
評価・換算差額等合計	367	400
非支配株主持分	—	—
純資産の部 合計	13,165	13,431
負債及び純資産の部 合計	334,896	347,589

連結情報

連結損益計算書			(単位:千円)		
科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	3,892,958	3,962,337	特 別 利 益	38	86
資金運用収益	3,137,189	3,079,917	固定資産処分益	—	—
貸出金利息	1,920,754	1,861,172	その他の特別利益	38	86
預け金利息	127,100	126,720	特 別 損 失	23,366	206,918
有価証券利息配当金	1,049,398	1,048,768	固定資産処分損	1,926	13,115
その他の受入利息	39,935	43,255	減 損 損 失	21,440	193,803
役務取引等収益	438,504	462,685	その他の特別損失	—	—
その他業務収益	58,605	65,677	税金等調整前当期純利益	364,300	295,001
その他経常収益	258,658	354,056	法人税、住民税及び事業税	5,816	5,844
貸倒引当金戻入益	—	—	法人税等調整額	15,547	20,310
償却債権取立益	245	222	法人税等合計	21,364	26,155
その他の経常収益	258,412	353,833	当期純利益	342,936	268,846
経 常 費 用	3,505,329	3,460,502	非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
資金調達費用	48,472	42,164	親会社株主に帰属する当期純利益	342,936	268,846
預 金 利 息	38,620	34,372			
給付補填備金繰入額	9,006	7,054	連結剰余金計算書	(単位:千円)	
譲渡性預金利息	—	—	科 目	令和元年度	令和2年度
借 用 金 利 息	437	307	(利益剰余金の部)		
コマーシャルペーパー利息	—	—	利益剰余金期首残高	11,457,530	11,779,415
その他の支払利息	407	429	利益剰余金増加高	342,936	268,846
役務取引等費用	333,718	333,780	親会社株主に帰属する当期純利益	342,936	268,846
その他業務費用	33,204	225,524	そ の 他	—	—
経 常 費	2,799,373	2,737,212	利益剰余金減少高	21,051	20,766
その他経常費用	290,560	121,820	親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
貸出金償却	—	—	配 当 金	21,051	20,766
貸倒引当金繰入額	188,927	44,220	自己優先出資消却額	—	—
その他の経常費用	101,632	77,600	そ の 他	—	—
経 常 利 益	387,628	501,834	利益剰余金期末残高	11,779,415	12,027,495

5連結会計年度における主要な経営指標の推移						(単位:百万円)	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
連結経常収益	4,628	3,882	3,690	3,892	3,962		
連結経常利益	376	388	292	387	501		
親会社株主に帰属する当期純利益	332	348	231	342	268		
連結純資産額	12,833	12,894	13,293	13,165	13,431		
連結総資産額	327,612	330,031	330,702	334,172	346,554		
連結自己資本比率	11.13%	11.32%	11.17%	10.47%	11.06%		

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、連結総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

連結リスク管理債権の状況

当金庫の子会社等はリスク管理債権に該当する貸出金を有しておりませんので、連結ベースのリスク管理債権は、単体ベースのリスク管理債権(45～46ページの「リスク管理債権の状況」)と同じ計数になります。

連結情報

自己資本の充実の状況等について(連結)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,776	13,021
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,043	1,030
うち、利益剰余金の額	11,779	12,027
うち、外部流出予定額(△)	20	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 25	△ 26
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	130
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,867	13,152
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	122
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	108	94
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	22	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	235	275
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,631	12,876
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	114,032	109,827
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,440	△ 1,140
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,440	△ 1,140
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,522	6,542
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	120,555	116,370
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.47%	11.06%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

連結情報

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	114,032	4,561	109,827	4,393
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	108,986	4,359	105,645	4,225
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	249	9	229	9
我が国の政府関係機関向け	239	9	239	9
地方三公社向け	62	2	33	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,903	636	14,816	592
法人等向け	48,028	1,921	47,198	1,887
中小企業等向け及び個人向け	21,861	874	21,300	852
抵当権付住宅ローン	1,983	79	1,952	78
不動産取得等事業向け	3,444	137	3,447	137
3ヵ月以上延滞等	193	7	113	4
取立未済手形	9	0	9	0
信用保証協会等による保証付	923	36	1,810	72
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,313	52	1,183	47
出資等のエクスポージャー	1,313	52	1,183	47
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,773	590	13,310	532
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー	6,400	256	5,150	206
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目 の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,817	72	1,781	71
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	206	8	190	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外 部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,348	253	6,188	247
②証券化エクスポージャー	519	20	355	14
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	519	20	355	14
(うち再証券化)	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,968	238	4,966	198
ルック・スルー方式	5,968	238	4,966	198
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,440	△ 57	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,522	260	6,542	261
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	120,555	4,822	116,370	4,654

連 結 情 報

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和元年度	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度	令和２年度
国	内	313,853	331,979	127,098	131,346	57,695	62,887	—	—	2,409	2,468
国	外	1,500	1,700	—	—	1,500	1,700	—	—	—	—
地 域 別 合 計		315,353	333,679	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—	2,409	2,468
製 造 業		28,209	29,806	21,015	20,916	7,194	8,890	—	—	191	170
農 業 、 林 業		436	413	436	413	—	—	—	—	17	17
鉱業、採石業、砂利採取業		103	110	3	10	100	100	—	—	—	—
建 設 業		10,651	13,170	9,951	12,021	700	1,149	—	—	1,130	1,081
電気・ガス・熱供給・水道業		2,931	2,674	831	874	2,099	1,799	—	—	—	—
情 報 通 信 業		803	1,560	504	562	299	997	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		7,741	9,244	1,749	2,238	5,992	7,005	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		12,183	12,218	9,883	9,718	2,300	2,500	—	—	296	593
金 融 業 、 保 険 業		135,248	144,298	5,748	6,593	15,085	13,263	—	—	80	80
不 動 産 業		10,043	12,022	7,644	9,423	2,399	2,598	—	—	—	—
物 品 質 貸 業		21	67	21	67	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		519	631	319	431	200	200	—	—	—	—
宿 泊 業		2,312	2,485	2,312	2,485	—	—	—	—	116	108
飲 食 業		1,084	1,996	984	1,896	100	100	—	—	2	2
生活関連サービス業、娯楽業		1,875	2,372	1,875	2,372	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		412	348	412	348	—	—	—	—	1	1
医 療 、 福 祉		8,523	7,828	8,523	7,828	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サービス		4,084	4,733	3,884	4,433	200	300	—	—	338	320
国・地方公共団体等		40,844	45,388	18,321	19,707	22,523	25,681	—	—	—	—
個 人		32,677	29,000	32,677	29,000	—	—	—	—	234	92
そ の 他		14,645	13,304	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		315,353	333,679	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—	2,409	2,468
1 年 以 下		74,659	65,966	28,538	25,412	7,830	12,697	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		55,022	59,600	20,931	22,299	20,977	10,501	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		24,035	23,276	16,866	19,233	5,169	2,749	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		13,899	18,283	12,116	14,220	1,706	4,018	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		32,611	39,534	17,591	20,503	15,012	19,031	—	—		
1 0 年 超		27,143	35,403	19,645	20,014	7,498	14,889	—	—		
期間の定めのないもの		87,980	91,612	11,407	9,662	1,000	700	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		315,353	333,679	127,098	131,346	59,195	64,587	—	—		

P62

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

オペレーショナル・ リスク相当額(基礎的手法) の算定方法	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
	直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

P63

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

連結情報

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

上記ロ、およびハ、については単体ベースと同じ計数になりますのでロ、については46ページを、ハ、については56ページをご参照ください。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	100	114,876	1,001	122,398
10%	—	14,130	—	22,805
20%	69,400	358	77,183	211
35%	—	5,667	—	5,579
50%	25,647	2,329	31,858	2,430
70%	2,001	—	—	—
75%	—	21,239	—	20,110
100%	6,500	51,277	6,502	45,611
150%	—	44	—	17
250%	—	1,904	—	1,573
1,250%	—	—	—	—
合 計	103,650	211,828	116,545	220,737

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3,770	3,183	16,825	18,142	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4)証券化エクスポージャーに関する事項

(5)出資等エクスポージャーに関する事項

(6)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(7)金利リスクに関する事項

上記(4)～(7)については単体ベースと同じ計数になりますので57～58ページをご参照ください。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。当金庫では、信用金庫法施行規則第132条を中心とした開示項目以外にも情報の積極的な開示をおこなっております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単体ベースの開示項目

◇金庫の概況及び組織に関する事項

イ)事業の組織	23
ロ)理事・監事の氏名及び役職名	23
ハ)会計監査人の氏名または名称	35
ニ)事務所の名称及び所在地	24

◇金庫の主要な事業の内容

◇金庫の主要な事業に関する事項

イ)直近の事業年度における事業の概況	2～3
ロ)最近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1)経常収益	2
(2)経常利益	2
(3)当期純利益	2
(4)出資総額及び出資総口数	2
(5)純資産額	2
(6)総資産額	2
(7)預金積金残高	2
(8)貸出金残高	2
(9)有価証券残高	2
(10)単体自己資本比率	2
(11)出資に対する配当金	2
(12)職員数	2

ハ)直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標

(1)業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	41
(2)資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	41
(3)資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	41～42
(4)受取利息及び支払利息の増減	42
(5)総資産経常利益率	42
(6)総資産当期純利益率	42

●預金に関する指標

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	42
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	43

●貸出金等に関する指標

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	43
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	43
(3)担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	43
(4)使途別の貸出金残高	44
(5)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	44
(6)預貸率の期末値及び期中平均値	42

●有価証券に関する指標

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	47
(2)有価証券の種類別の残存期間別の残高	47
(3)有価証券の種類別の平均残高	47
(4)預証率の期末値及び期中平均値	42

◇金庫の事業の運営に関する事項

イ)リスク管理体制	5
ロ)コンプライアンス(法令遵守)の体制	4
ハ)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況について	10
ニ)金融ADR制度への対応	7

◇金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～40
ロ)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1)破綻先債権に該当する貸出金	45
(2)延滞債権に該当する貸出金	45
(3)3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	45
(4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金	45
ハ)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	50～58
ニ)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
(1)有価証券	48～49
(2)金銭の信託	49
(3)デリバティブ取引等の時価等及び評価損益	49
ホ)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	46
ヘ)貸出金償却の額	46
ト)財務諸表の会計監査人による監査	35

◇報酬等に関する事項

役職員の報酬体系の開示について	50
-----------------	----

連結ベースの開示項目

当金庫グループの主要な事業の内容	59
事業の種類別セグメント情報	59
子会社等の状況	59
連結貸借対照表	59
連結損益計算書	60
連結剰余金計算書	60
直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	60
連結自己資本比率	61
連結リスク管理債権の状況	60
自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	61～64

その他の開示項目

◇概況、経営に関する事項

経営理念	表紙裏
こあいさつ	1
会員数	27
総代会制度	25
金融再生法開示債権の状況	46

◇資金調達に関する事項

預金者別預金残高	2
----------	---

◇資金運用に関する事項

消費者ローン、住宅ローン残高	44
----------------	----

◇その他の業務に関する事項

商品・サービスのご案内	28～31
手数料一覧	32～33
店舗外ATMコーナー	24

◇その他の事項

内部監査・店内検査体制について	6
内部統制システムの整備について	6
利益相反管理方針について	6
反社会的勢力に対する基本方針について	7
金融商品に係る勧誘方針について	7
個人情報保護について	7
経営者保証に関するガイドラインへの取り組み	11
金融仲介機能のベンチマークについて	12
中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化への対応方針について	11
沿革	22



アルプス中央信用金庫

〒396-8611 長野県伊那市荒井 3438 番地 1
TEL 0265-72-4171 (代)
<http://www.alupuschuo-shinkin.jp>